

(仮称) 守谷市総合公園新設整備・運営事業

募集要項等に関する質問（参加資格要件に関する事項以外）

への回答

- ・ 「(仮称) 守谷市総合公園新設整備・運営事業 募集要項等に関する質問（参加資格要件に関する事項以外）への回答」を次のとおり公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 募集要項等に関する質問への回答は、募集要項等と一体をなすものとしします。

令和 8 年 3 月 30 日

守谷市

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	2	第2	1	(3)			<p>「事業目的」に「これらの目的を実現するため、民間事業者の創意工夫と専門的ノウハウを活かす官民連携手法を採用し、柔軟で魅力ある提案を広く求め、整備後の安定した運営と持続的な発展を見据え、事業者と共に未来志向の公園を創っていくこととする」と記載があります。</p> <p>また、要求水準の第2-2-(2)「施設・規模の設定」には「事業目的を踏まえた事業者の提案可能性を広げることと意図しており、施設規模を抑えることや任意施設を整備しない代わりに、その他の施設や機能の充実を図る幅広い提案を期待」とあります。</p> <p>要求水準の第1-2「事業目的」を実現することに寄与する施設に関しては、第2-2-(1)「本施設内容と規模」に記載のない施設も本事業の対象となる施設として整備可能という理解ですがよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。個別対話にて提案内容を確認することができます。</p>
2	3	第2	1	(5)	ア	基本計画の位置付け等	<p>「・・・これら提案を行う予定である事業者は、提案書類の提出前に市と協議の上、同意を得るものとする。」とのことですが、市との協議の機会はどのような形で頂くことになるのでしょうか。</p>	<p>個別対話にて協議いたします。</p>
3	4	第2	1	(5)	ア	基本計画の位置づけ	<p>「事業費の縮減効果が見込める提案についても、提案を妨げない。ただし、・・・同意を得るものとする。」との記載がありますが、今後予定されている個別対話の中で「同意を得る」という理解で宜しいでしょうか。または、都度ご相談できるのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、個別対話にて行います。なお、都度の相談は受け付けておりません。</p>
4	4	第2	1	(7)	ア～サ	本事業の対象となる施設	<p>本事業の対象となる施設について、ア～サとの記載があり、「必須」「任意」との記載がありますが、提案の上限金額の算出根拠としては「必須」施設のみで上限金額を算定したのでしょうか。</p>	<p>提案の上限金額は、任意施設も含めて算出しております。</p>

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
5	5	第2	1	(8)	※	調整池について	「事業者はその維持管理業務及び運営業務を行うものとする」との記載がありますが、維持管理業務・運営業務ともに具体的な業務の記載がないため、どのような業務を行うのかお示してください。 例：大雨・洪水の際に、緊急対応として〇〇の対応業務を行う必要あり等。	要求水準書「第4.5維持管理業務に関する要求水準」と「第4.6運営業務に関する要求水準」をご確認ください。市が別途工事で整備する躯体及び雨水排水設備と、本工事で整備する周辺環境のランドスケープやアーバンスポーツ等の工作物等を含めて、本施設の維持管理業務になります。また、運営業務は、調整池2段目を活用したアーバンスポーツ広場の運営を想定しています。
6	5	第2	1	(8)		事業期間(予定)	1か月単位の短縮が可能とありますが、半月単位では採用されず、評価対象にはならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	5	第2	1	(8)	※	開園準備業務の始期について	「開園準備業務の始期は・・・事業者の提案によるものとする」との記載がありますが、事業契約締結と同時に開園準備が始まると捉えることもできますが、貴市でイメージしている開園準備とは竣工後の開園準備のイメージでしょうか。(その考えが統一されないと人員配置の考え方含めて、事業者間で認識の齟齬が出ると思われましたので質問となります。)	要求水準書P.6～7をご確認ください。
8	5	第2	1	(9)		事業期間終了後の措置	「事業者は、市の定める引継ぎ時における本公園の要求水準を満足する状態で市に引き継ぐものとする」とのことですが、この要求水準は事業契約書(案)第82条及び、要求水準書(案)P7の11「事業期間終了時の引継ぎ」の記載のとおりとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	8	第2	1	(2)		利用料金収入	25年間の事業期間中、物価高騰等による利用料金改定の際の「市の事前の承諾」における具体的な判断基準や協議時期を教示いただきたい。	利用料金の改定については、事業者と協議の上、状況を踏まえ、適時適切に対応していきます。
10	8	第2	2	(2)			使用を想定している国庫補助金・地方債を教えてください。	国庫補助は社会資本整備交付金・防災安全交付金(国土交通省)・第2世代交付金(内閣府)、地方債は公共事業等債を想定しています。実施方針に関する質問に対する回答No.10をご確認ください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
11	8	第2	2	(2)	エ	維持管理業務及び運営業務	維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価について、計算式をお示しください。費用及び事業者の適切なマネジメントフィー相当額の合算に対し、不足分を貴市が支払う考えでよろしいでしょうか。	様式14-3、14-4、15-5（別紙2）、15-7をご確認ください。 本事業の維持管理業務に係る費用をサービス対価D-1及びD-2として市は事業者に支払います。 また、利用料金を設定するとともに利用者数を想定して利用料金収入を算出します。本事業の運営業務に係る費用から当該利用料金収入を差し引いた金額をサービス対価Eとして市は事業者に支払います。
12	8	第2	2	(2)	エ	維持管理業務及び運営業務（ただし、自主事業を除く）に係るサービス対価	「市は当該業務に係るサービス対価について、維持管理業務及び運営業務を行う期間にわたり事業者を支払う」としながら「原則、事業者負担とし、お互いに協議の上、不足分を市がサービス対価として支払うこととする。」との記載がありますが、本事業の建付け上、「原則」以下の記載の状況は契約上も想定されておりません。趣旨についてご説明下さい。	本事業の維持管理業務に係る費用をサービス対価D-1及びD-2として市は事業者に支払います。 また、利用料金を設定するとともに利用者数を想定して利用料金収入を算出します。本事業の運営業務に係る費用から当該利用料金収入を差し引いた金額をサービス対価Eとして市は事業者に支払います。
13	8	第2	2	(2)	オ	利用料金収入	都市公園条例等に関する使用料（占用料等）は事業者の収入ではなく貴市の収入との理解で宜しいでしょうか。例えば、今回整備され不特定多数が利用するような多目的の広場にて事業者が料金設定の提案をして市と協議の上承認されれば、事業者の収入とすることは可能なのでしょうか。	使用料は事業者の収入としません。なお、付帯事業については、募集要項P.9をご確認ください。
14	8	第2	2	(2)	オ	利用料金収入	利用料金は事業者の提案によるとのことですが、充電料金（EV急速充電器）を「無料」としても良いでしょうか。	可能です。
15	8	第2	2	(2)	カ	自主事業による収入	「例として、イベント、文化・スポーツ教室を実施すること。」とありますが月間または年間の開催件数として市の希望もしくは想定件数について、ご教示願います。	市の想定はございません。事業者の提案となります。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
16	9	第2	2	(2)	キ	(ア)提案施設の整備・運営	「付帯事業を提案する予定のある事業者は、提案書類の提出前に市と協議の上、同意を得るものとする」とのことですが、貴市との協議の場は、個別対話の場という理解でよろしいでしょうか。また、協議にあたっては、具体的にどのような情報をご提示すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、個別対話にて行います。提示いただく情報は事業者の判断にお任せしますが、少なくとも市で判断ができる情報として提案施設の内容、施設規模、配置場所は提示ください。
17	9	第2	2	(2)	キ	付帯事業による収入	(ア)にて提案設備の整備・運営について記載がありますが、「提案施設」に関する規定にも関わらず「付帯事業」と記載されているところが散見されます。付帯事業は「提案施設」と「ネーミングライツ」の二つで構成されているため記載に齟齬が生じていると存じます。趣旨につきご教示頂きたく、または修正をご検討願います。	原案のとおりとします。
18	9	第2	2	(2)	キ	(イ)ネーミングライツ	事業者がネーミングライツパートナーとなる/事業者がネーミングライツパートナーを募る場合の、貴市、事業者、ネーミングライツパートナーの契約関係をご教示ください。 また、要求水準書P69 第4 7 (2) アにネーミングライツ期間は開園日から少なくとも10年間までと記載されていますが、ネーミングライツパートナーとの契約期間は10年以上に設定しなければならないという意味でしょうか。	前段については、ネーミングライツの提案が行われた場合は、ネーミングライツに関する必要な規定を事業契約に追加します。 後段については、ご理解のとおり、10年間以上となります。
19	9	第2	2	(2)	キ	(イ)ネーミングライツ	ネーミングライツ料は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	9	第2	2	(2)	キ	付帯事業による収入	(イ)のネーミングライツについてですが、本公園の通称名を本事業の提案時に示す必要があるのでしょうか？それとも、ネーミングライツを事業者が募る等の提案することですら足りるのでしょうか。	本公園の通称名を提案することは必須ではありませんが、そのような提案も可能です。また、ネーミングライツを事業者が募るなどの提案も可能です。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
21	9	第2	2	(2)	キ	付帯事業による収入	(イ)のネーミングライツについてですが、「サービス対価の低減に資するようにすること。」の記載がありますが、ネーミングライツの提案をした場合、サービス対価を減じるのは必須事項なのでしょうか。5年後の開園というスケジュールにおいて、ネーミングライツパートナーの確約が得られるかは不透明であるということをご踏まえてのご質問となります。	市がネーミングライツを導入する目的は要求水準書のとおり、新たな財源の確保、持続可能な施設等の運営、施設等の魅力や知名度を高めることにより地域の活性化を図ることです。そのため、ネーミングライツ料の一部でも本事業に還元していただきたいと考えて「市が支払うサービス対価の低減に資するようにすること」という記載をしています。サービス対価の低減の仕方については事業者の提案とします。
22	10	第3	2				第2回までの個別対話が予定されていますが、追加の対話を要する場合は追加実施していただくことは可能でしょうか。	個別対話については第2回以降の実施は考えておりません。
23	12	第3	3	(4)			所定の1回以外に個別で随時質疑を受け付けて頂くことは可能でしょうか。 検討を進めるうえで確認が必要となる事項が想定され、ご回答が頂けない場合、検討を断念せざるを得ない可能性がある為、ご検討頂けますと幸いです。内容については公平性の観点から必要に応じて公表頂く形でご検討頂ければと思います。	募集要項等に関する質問について、個別で随時受け付けることはしません。個別対話の機会を設けていますので、そちらにご参加ください。
24	14	第3	3	(9)			個別対話は各回グループで1回のみ参加可能となりますでしょうか。(同グループを分割し2回以上の実施は不可でしょうか。)また各回上限は10人でしょうか。	ご理解のとおりです。個別対話の参加者数は15名以内とします。併せて、様式集に関する質問への回答No.6及びNo.8をご確認ください。また、様式4-1を修正します。
25	16	第3	3	(14)			提案に関するヒアリングは、追加資料(動画等)は認められず、提案書資料に沿ってご説明をさせて頂く形になりますでしょうか?事業者側の過度な負担とならないよう、一律、動画等については禁止いただくことはできませんでしょうか?	現時点でヒアリングの実施方法等をお示しすることはできませんが、ご意見として承ります。
26	16	第2	3	(14)		提案に関するヒアリングの実施	スケジュールの為、ヒアリングの実施予定日をご教示願います。	現時点では令和8年9月中旬としかお示しすることはできません。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
27	17	第3	4	(4)	ア	著作権	応募者の提案書類等を公表資料として使う際は、各事業者のノウハウが多分に含まれるため、内容について応募者と確認・協議いただけないでしょうか。	事前に事業者へ確認いたします。
28	17	第3	4	(4)	ウ	情報公開請求	情報公開請求を受けた場合において、応募者としての正当な利益を害する情報の範囲について、事前に事業者への確認・協議をしていただけないでしょうか。	事前に事業者へ確認いたします。
29	18	第3	4	(8)		提案の上限額	提案価格に消費税が含まれない項目がある場合があるが、「消費税および地方消費税」を「含む」「含まない」双方の上限金額を満たさなければならぬのか、ご教示願います。	提案の上限金額は、消費税及び地方消費税を含む場合とそれらを含まない場合の双方を示しております。そのため、双方を満たすこととなります。併せて、様式9-1、9-2をご確認ください。
30	18	第3	5	(1)	ウ	応募者の構成	SPC設立する場合は、守谷市内に設立とありますが、SPC設立しない場合の代表企業も守谷市内で支店や営業所を有することを規定しないと不平等になるかと思えます。SPCの設置を市内の規定を外すか、SPCを設置しない場合の代表企業を守谷市内に本店・支店を有することとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、SPC設立に係る提案については、審査項目「1 事業計画に関する事項」における評価対象となります。
31	20	第9	5	(2)	ウ	施工企業	(ア) ⑤の記載において、「都市公園法第2条第1項に規定された都市公園を施工(新設または全面改修)した実績」とありますが、発注者が自治体以外(例えば区画整理組合)でも問題ございませんでしょうか。また、コリンズ登録されている場合、証明書はコリンズでよろしいでしょうか。	前段については、発注者が地方公共団体以外も可とします。 後段については、CORINS登録内容確認書も可とします。実績内容がわかる図面や仕様書に関しては、CORINS登録内容確認書とは別に提出してください。
32	20	第9	5	(2)	ウ	施工企業	(ア) ⑤の記載において、「都市公園法第2条第1項に規定された都市公園を施工(新設または全面改修)した実績」とありますが、大規模な都市公園の施工においては、工区分けされた発注となる場合がございます。その場合、工区のみ施工実績でも問題ございませんでしょうか。	可とします。
33	21	第3	5	(2)	ウ	施工企業	「(イ) ⑤過去20年以上の～実績を有していること」について、監理技術者実績の必要があるかご教示願います。	当該規定は実績に係る参加資格要件です。監理技術者に係る参加資格要件は、募集要項P.21の第3.5.(2).ウ.(イ).③をご覧ください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
34	24	第3	6	(6)		優先交渉権を決定しない場合	価格提案及び落札者がいない場合の対応はどのようになるのか、ご教示願います。	募集要項のとおり、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消します。その後については未定です。
35	25	第3	7	(4)		契約保証金	守谷市契約事務規則 第6条では「契約金額の100分の5以上の入札保証金…」と記載されていますが、今回は100分の10以上と高い割合に設定されています。高く設定されている理由及び今後、5/100に設定いただく余地の有無についてお示しください。	原案のとおりとします。守谷市契約事務規則第6条は入札保証金の規定であり、契約保証金は、同規則第26条において、「契約金額の100分の10以上」とされているため、変更することができません。
36	27 別紙P5 様式集 P54	第4 1 様式10-3 (別紙)	2 (3)			予想されるリスクと責任分担 リスク管理 リスク管理 (リスク分担)	「予想されるリスク及び市と事業者の責任分担・・・事業契約に定めるものとする。」とあるが、提案書様式10-3(別紙1)リスク管理(分担表)で事業者が提案するリスク分担に基づいてリスクを分担する考えでよいのか、ご教示願います。	予想されるリスクと責任分担については、事業契約書(案)のとおりです。様式10-3(別紙)では、本事業における潜在的なリスクを抽出し、それらリスクへの管理や対応策を提案していただきます。
37	27	第4	3	(1)		モニタリングの実施	「本事業の実施状況についてモニタリングを実施する」とありますが、実施頻度(回数)についてご教示願います。	日報や月次報告書などによりモニタリングを実施するほか、必要に応じて巡回を行い、事業者の説明や立会いを求めることもあります。
38	28 31 参考資料 6	第5	1	(1)		敷地概要 (雨水)	「雨水：下水接続不可・調整池に放流」とあり、調整池に集められた雨水は大野川へ排水とありますが、大野川への排水接続工事は別途工事として考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	28	第5	1	(1)		上下水道	工事中の排水は調整池放流が可能でしょうか。放流可能な場合の排水基準をご教示願います。	可能です。 また、排水基準は法令の基準に従ってください。
40	28	第5	1	(1)		電気	「6,600V 1回線受電」とありますが、引込柱の位置についてご教示願います。	東京電力エナジーパートナーと協議してください。
41	28	第5	1	(1)		ガス	「都市ガス」についても、接続位置をご教示願います。	調整池脇付近を予定しています。 要求水準書に関する質問への回答No. 101もご確認ください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
42	29	第5	1	(2)		敷地配置計画	敷地配置計画イメージ図に示されている未買収地について、事業開始時は事業対象外だが、将来的には本事業の対象地に含まれることが想定されるということですが、将来的に対象地となることは確定事項という認識でよろしいでしょうか。将来的に本事業地に含まれる場合には、編入予定時期及び編入後の未買収地に係る費用（整備費、維持管理費、運営費等）の負担者をご教示ください。	現時点では確定事項とまでは言えません。編入時期は未定です。未買収地に係る整備費、維持管理費、運営費は本事業費の対象外とし、編入時に市と事業者で協議のうえ決定いたします。
43	29	第5	1	(2)		敷地配置計画	本事業の提案において、敷地配置計画イメージ図に示されている未買収地の整備・運営等の活用についても提案が求められますでしょうか。提案が求められる場合、未買収地の活用方法について貴市のご期待をご教示ください。	本事業の対象外になります。ただし、未買収地の活用方法も考慮して設計業務を行ってください。また、未買収地の整備方法は、提案内容に基づき、敷地全体の利用状況を踏まえて検討してください。
44	29	第5	1	(2)		敷地配置計画	「ただし、将来的には本事業の・・・協議することとする。」との記載がありますが、緑枠（実線）の範囲が加わった場合は、貴市と協議の上、関連する費用分（工事費・維持管理費・運営費等）を増額頂ける認識で宜しいでしょうか。	未買収地に係る整備費、維持管理費、運営費は本事業費の対象外とし、編入時に市と事業者で協議のうえ決定いたします。
45	30	第5	2			施設内容	各施設における国土交通省告示第8号（業務報酬基準）の建築物類型をご教示願います。	建築物類型は提案によるものと理解しています。
46	30	第5	2			任意施設	施設に「任意」と記載がある屋外競技場やアスレチック広場、アーバンスポーツ広場は、あくまで任意であるため、設置する任意施設の数は考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	30	第5	2			屋内運動場	「席数：指定なし」とありますが、市で想定している席数の詳細をご教示願います。	具体的な席数の想定はありません。提案施設において想定される大会や競技内容に基づき観客席数を計画してください。
48	30	第5	2			パークセンター（管理棟）	パークセンターについて、「最低限の機能」とは具体的にどのような内容で定義されているかお示しください。	10人程度が使える事務機能及び空調設備を含む執務環境と解釈してください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
49	30	第5	2			防災施設	「1,500人/日分の防災備蓄品を保管できること」とありますが、防災備蓄品の詳細についてご教示願います。	防災備蓄品は市で用意します。
50	30 別紙 (提案項目) 5~9	第5	2			施設内容と規模に関する事項 提案内容の審査項目	各施設の備品は事業者の提案によるとの認識で良いでしょうか。 防災倉庫内に配置する防災備蓄品は事業者の提案で宜しいでしょうか。(他の備品も同様です。)	上段はご認識のとおりです。 下段は、防災備蓄品は市で用意いたします。
51	31	第5	2			付帯施設	マンホールトイレ等防災設備は同様の機能を持った別設備での提案は可能でしょうか。	災害時に同等の機能・性能を確保できる場合は可とします。
52	31	第5	3			調整池に関する事項	市が別途整備する調整池で、大規模災害による土砂堆積や損壊が発生した場合の復旧費用負担は、市と事業者のどちらが負うことになるか。	市の負担となります。
53	32	第5	4	(1)		ヤクルトスワローズとの連携	「イベント開催時の交通整理等の調整事項について、・・・適切に連携するものとする」とありますが、ヤクルトスワローズが実施するイベント等の開催時の交通誘導員の費用負担は球団側との認識で宜しいでしょうか。	イベント主催者と協議・調整をお願いします。
54	32	第5	4	(3)		(仮称) 守谷SAスマートIC周辺	「事業者は、(仮称) 守谷SA～戸田建設株式会社と適切に連携し」とあるが、車両の通行制限や弊社工事に影響が出そうなスケジュール等あれば教えて頂きたい。またヤクルト2軍球場を交えた市との調整会議は検討されておりますか。その場合の頻度等もご教示願います。	土地区画整理事業については、事業認可の目標を令和9年度末と想定して計画を進めているところです。 現時点でご質問のスケジュールはご提示できません。 また、事業者決定後に、ヤクルト本社・ヤクルト球団と協議して調整会議を検討します。
55	33	第5	4	(5)		新モビリティサービスの導入	新モビリティサービスは本公園内の通過を検討されていますが、本公園と新モビリティサービスの整備時期が重複する場合、新モビリティサービスの整備により本事業の工事が遅延することを懸念しています。その場合は、協議の上、貴市にリスクを負っていただける認識でよろしいでしょうか。	工事着手前(設計期間)に、本工事に関する工程及び新モビリティサービス等の別途工事に関する工程と調整を行い、工事期間には十分な連携を図ってください。 そのうえで、協議により、事業者の責に帰すべき事由がなければ、市のリスクとなります。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
56	35	第7	1	(3)			「市に生じた損害」の定義について教えてください。 また、これには次期事業者の再公募に要する費用、後継事業者が決定するまでの暫定的な運営代行費用等も含まれるという認識でしょうか。	ご理解のとおりです。
57	38	第9	1			市議会の議決	「市は、事業契約の締結及び指定管理者の指定に関する議案を令和8年12月定例会に上程する予定である。」とのことですが、事業契約（案）52条では「・・維持管理業務及び運営業務の開始日までに、事業者を本施設の指定管理者として指定する」とされており、規定に齟齬が生じております。趣旨につきご教示ください。なお、事業契約締結と指定管理者の指定が別の時期にされる場合は、事業取組場相当に不安定な状態となりますので、事業契約締結の上程と同時に指定管理者の指定がされることは必須であると考えます。	事業契約第52条第1項は、事業契約の締結と指定管理者の指定を同じ時期にすることを妨げるものではありません。原案のとおりとします。募集要項のとおり、事業契約の締結及び指定管理者の指定に関する議案を令和8年12月定例会に上程する予定です。
58	41	別紙3	1			サービス対価の構成	事業契約書第8条5項に定める契約保証金に代わる履行保証保険を締結した場合の保険料は、サービス対価B-2に含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	41	別紙3	1			サービス対価B-2, D-1	保険料等の諸経費を含むと記載ありますが、貴市が費用を負担していただける保険内容についてお示しください。	公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済への加入を予定しております。
60	41	別紙3	1			サービス対価の構成	事業契約書案第10条2項（別紙3第2）に定められた開園準備業務、維持管理業務及び運営業務にかかる保険の保険料は、開業準備期間中の保険料も含め、サービス対価Eに含めるという理解でよろしいでしょうか。	保険料はサービス対価D-1とサービス対価Eに含めることとなります。
61	41	別紙3	1			サービス対価E	「SPCの運営に必要な諸経費や利益等を含む」とありますが、この諸経費の中に、SPC設立費用等も含まれる理解で宜しいでしょうか。	SPC設立費などの初期投資と認められる費用については、様式12-8の「その他費用」に計上してください。
62	41	別紙3	1			サービス対価の構成	SPCの運営に必要な諸経費や利益等はサービス対価Eに含まれるとのことですが、SPCの設立に係る費用についてはどのサービス対価に含まれるのでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No. 61をご確認ください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
63	41	別紙3	2	(1)		サービス対価A	エリアマネジメント業務はその業務特性から事業期間中を通して地域連携をしていくものと理解していますが、3年間の限定と指定している理由をお示しください。	ご理解のとおり、エリアマネジメント業務は事業期間を通じて行うものです。ただ、周辺エリアの環境変化等により取り組む業務内容も変わっていくため、現時点で当該業務に係る費用を見込むことは困難となります。提案書類提出段階では、開園日から3年間を継続的かつ自走できるエリアマネジメントの仕組みと体制づくりのための準備期間とし、その準備に係る費用を見込んでいただきます。
64	41	別紙3	2	(1)		サービス対価A	サービス対価Aはサービス対価D-1、D-2、Eのように定められた期間毎に平準化して支払われるのではなく、各回事業者が提案した金額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	様式10-2（別紙2）にて、支払対象期間の月数と1月あたりのサービス対価Aの欄を設けております。また、サービス対価Aの支払予定表（開園前倒し例）にて、吹き出しで記載の仕方も示しております。そこから、サービス対価Aの各回の支払金額は、支払対象期間の月数に1か月あたりのサービス対価Aを乗じた金額であるをご理解ください。
65	41	別紙3	2	(1)		サービス対価A	エリアマネジメント業務に係る費用は開園日から3年間支払われるとのことですが、要求水準書P40、第4 2 (2) イには、「準備期間以降の業務及び費用については、周辺エリアの環境変化や業務の実施結果等を踏まえて、市と協議により決定するものとする」と記載があります。これらのご記載の趣旨は、「提案時点では開園日から3年間の費用のみ提案し、準備期間終了以降の費用については、貴市と協議の上、具体的な金額を定める（貴市にて負担する）」ということでしょうか。準備期間終了後の費用の負担者をご教示ください。	準備期間終了以降の業務及び費用については、市と協議により決定するものです。
66	42	別紙3	2	(2)		サービス対価B-1	国庫補助金及び地方債に相当する金額の算定方法の表中には、工事監理業務に係る費用の記載がありませんが、工事監理業務に係る費用については、サービス対価B-1、B-2のいずれで支払われるのでしょうか。	サービス対価B-2に含まれます。併せて、様式12-8をご確認ください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
67	42	別紙3	2	(2)		サービス対価B-1	国庫補助金及び地方債に相当する金額の算定方法の表中には、国庫補助相当分として、設計業務のうち実施設計に係る費用が対象と記載されていますが、様式12-8（設計費・施工費・工事監理費内訳書）の1-2-2 実施設計費のみが対象であり、その他の設計費は対象外ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	42	別紙3	2	(2)		サービス対価B-1	「提案時の金額とは異なる場合がある。この場合・・・事業者の負担とする。」との記載がありますが、事業者ではコントロール出来ない事項のため、貴市の負担とさせて頂きたく要望致します。	原案のとおりとします。
69	42	別紙3	2	(2)		サービス対価B-1	サービス対価B-1の表の※欄外において「この見直しで追加的に発生する費用（金融機関の事務手数料等）は事業者の負担とする。」と記載されていますが、この費用発生は市によるサービス対価の構成の変更によるものですので、事業者負担とすることは不合理かと存じますが趣旨についてご教示ください。	事前に見直しの可能性を踏まえて、金融機関との調整をお願いするものです。
70	42	別紙3	2	(3)		サービス対価B-2	施設引渡しまでに発生する資金調達関連コストについては、サービス対価B-2に含めてご提案すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	44	別紙3	3	(1)	ウ	サービス対価A	サービス対価Aは統括管理業務の項目となりますが、光熱水費が含まれている背景をご教示願います。	光熱水費が生じる可能性を考慮して、あらかじめ項目を設定したものです。
72	44	別紙3	3	(1)	(ウ)		光熱水費の改定について、実績使用量が提案を20%超えて増加した分は改定対象外（事業者負担）とされていますが、社会情勢の激変等による単価の異常高騰や、新施設特有の予測困難な事情で20%を超過した場合の救済措置（協議事項）はありますか。	法令変更や不可抗力による場合は、事業契約に基づき協議します。
73	45	第9	3	(2)	ア	着工前における改定	「本施設の着工日の属する月」と有りますが、着工日は設計業務、建設業務のそれぞれということでしょうか。	工事着工日となります。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
74	45	第9	3	(2)	ア	着工前における改定	サービス購入料Bの工事費において、改定する際の基準となる指標は、「建設物価」の建築費指数における「都市別指数（茨城）：体育館（S）」の「工事原価」とし、と有りますが、土木・造園工事におけるの指数をご教示願います。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
75	45	第9	3	(2)	ア	サービス対価	サービス購入料Bの工事費においては、いかなる指標をもってしても実態を適切に反映することが難しい場合があると考えております（設備工事等）。そのため協議により事業者から見積金額を提示することを前提に、実勢単価をより反映した見積上昇率を指標として採用頂きたく存じます。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
76	45	別紙3	3	(2)	イ	物価変動によるサービス対価改定	改定する際の基準となる指標は、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（茨城）：体育館（S）」の「工事原価」とありますが、提案の構造がRC造の場合は「都市別指数（茨城）：体育館（RC）」の「工事原価」を基準として頂けないでしょうか。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
77	45	別紙3	3	(2)	ア	物価変動による改定	施工期間中のインフレスライドについて、他と同様により市場に対する感度の高い「建設物価」の建築費指数も考慮していただけないでしょうか。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
78	45	別紙3	3	(2)	ア	物価変動による改定	着工前において15/1000を超える急激な物価変動が生じた場合は、単品スライド・インフレスライドが適用される認識でよろしいでしょうか。	募集要項の規定に従って改定します。
79	45	別紙3	3	(2)	ア	サービス対価Bの変更	「改定の結果はサービス対価B-2に反映させるものとし」とありますが、B-1に反映頂くことはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
80	45	別紙3	3	(2)	ア	サービス対価B	「都市別指数（茨城）：体育館（S）」について、一般財団法人建設物価調査会のHPでは確認出来ませんが、情報共有頂くことは可能でしょうか。	一般財団法人建設物価調査会のホームページに掲載されているのは、東京及び主要9都市のみです。 該当する指標値がない場合は、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
81	45	別紙3	3	(2)	ア		物価変動による改定について、その方法について定められていますが、その一方要求水準書第4.3.イ.コスト管理事業契約書(案)第68条別紙5にも記載があります。募集要項別紙3.3.(2)の定めによって処理できるということでしょうか。	要求水準では、物価上昇も踏まえて総額を下回るようコスト管理を行うことを求めています。そのうえで、物価変動による改定は募集要項、契約書等に基づき対応いたします。
82	46	別紙3	3	(3)	ア	サービス対価C、D-1、D-2、E	「なお、初回については、令和8年度の平均値とする」とありますが、この記載の背景をお示してください。 ※「改定時の指標値とは、改定時における直近12か月の指標値（12か月分の平均値）とする」とあり、「直近12か月の平均値」と「年度の平均値」では数カ月の差が生じると思ったため確認となります。（サービス対価B-1及びB-2は「直近12か月の平均値」で統一されているため。）	提案書類の提出が令和8年度中に行われるからです。
83	46	別紙3	3	(3)	ア	サービス対価C、D-1、D-2、E	人件費の改定指標について「毎月勤労統計調査（全国調査）「賃金指数（現金給与総額/調査産業計）（厚生労働省）」とありますが、本事業では受付等の運営スタッフの大半はアルバイトスタッフとなることが想定されるため、最低賃金の指標を採用頂きたく存じます。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
84	46	別紙3	3	(3)	ア	サービス対価C、D-1、D-2、E	光熱水費の改定指標について「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道（日本銀行）」とありますが、地域性の物価変動を反映するために「消費者物価指数（水戸市）-中分類指数-光熱・水道」を採用頂きたく存じます。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
85	46	別紙3	3	(3)	ア	サービス対価C、D-1、D-2、E	その他について、「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均（日本銀行）」とありますが、維持管理業務は「点検・保守及び運転・監視業務」「清掃業務」「警備業務」に明確に区分されている「建築保全業務労務単価（東京※）」を採用頂きたく存じます。※一番近い地域の指標を採用しています。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
86	47	別紙3	3	(4)	イ	光熱水費の見直し	光熱水費の「単価」が異常高騰し、企業向けサービス価格指数等による改定では対応困難な場合、別途協議を行うことは可能か。	指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
87	47	別紙3	3	(4)	イ	光熱水費の見直し	光熱水費の改定の対象はサービス対価A、D-1及びサービス対価Eとのことですが、サービス対価Cは光熱水費の改定の対象外なんでしょうか。対象外である場合は当該の理由をご教示ください。	当該項目における光熱水費の改定とは、物価変動によるものではなく、使用量における提案と実績の乖離によるものです。サービス対価Cは開園準備業務に係る費用が対象となることから、当該改定の対象外としています。
88	47	別紙3	3	(4)	イ	(ア) 改定方法	提案使用量とは、様式11-3、14-3、15-7に記載する各年度の光熱水費の「想定使用料」を指すのでしょうか。それとも、「単価」と「想定使用料」をかけて産出した各料金のことを指すのでしょうか。	提案使用量とは、様式11-3、14-3、15-7の想定使用量（各年度）の欄になります。
89	47	別紙3	3	(4)	イ	(ア) 改定方法	3段落目の記載は「各年度の上半期の提案使用量と実績使用量を比較し、1段落目、2段落目に記載の改定方法にて改定を行い、下半期の支払い時に調整（増額/減額等の処置）を行う」という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
90	47	別紙3	3	(4)	イ	(イ) 改定の手続き	各年度の業務終了後、翌月の末日までに、光熱水費の使用量の根拠資料を市に提出するとの記載がありますが、（サービス対価A、C、D-1、D-2、Eの改定の手続きに記載の通り）光熱水費の単価に係る指標値（消費税を除く国内企業物価指数 / 電力・都市ガス・水道（日本銀行））の根拠資料は毎年度9月末日に提出し、使用量の根拠資料は、各年度の業務終了後、翌月の末日までに提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
91	50	別紙3	3	(1)	イ	それ以外の事象	事象例として「電気や水道等の使用量の不当な増加」とありますが、事業者の責めに起因する不当な増加とは具体的にどのような事象を指すのでしょうか。	電気の消し忘れや水道の蛇口の閉め忘れなどを想定しています。
92	53	別紙3	5	(1)		設計・施工期間	市内企業・団体への発注金額の未達成が、事業者の責めによらない場合は、減額の対象外となるとのことですが、（代表企業、構成員、協力企業のコントロールの外にいる）一次請負から二次請負の発注金額の未達成についても事業者の帰責性が問われるのでしょうか。	事業者の責めによるものかは、個別で判断することとなります。
93	53	別紙3	5	(1)		設計・施工期間	未達成時の減額分について、設計・施工期間終了後30日以内に支払うとのことですが、サービス対価の支払方法と同様に「業務終了時に市は事業者から達成状況について報告を受け、10営業日以内に事業者へモニタリングの結果を通知、（事業者にて相違ないことを確認、）当該通知の後に市は適法な請求書を発行し、事業者はその受領後30日以内に支払いを行う」等としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
94	53	別紙3	5	(1)		設計・施工期間	貴市の財政負担軽減に寄与すべく行う設計・施工期間でのVE提案などにより、発注予定金額全体が下がり、結果として市内・企業団体への発注金額が減った場合は貴市への支払いは発生しない認識でよろしいでしょうか。	事業者の責めによらないなどは、個別で判断することとなります。
95	53	別紙3	5	(2)		維持管理・運営期間	貴市の財政負担軽減に寄与すべく行う業務の効率化提案などにより、発注予定金額全体が下がり、結果として市内・企業団体への発注金額が減った場合は貴市への支払いは発生しない認識でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No. 94をご確認ください。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
96	53	別紙3	5	(2)	—	事業者提案 「地域経済 への貢献」 の未達成時 に係る減額	維持管理運営期間中において市内企業・団体への発注金額や市内在住者の雇用金額を提案時の各年度の発注予定金額と雇用予定金額の差異があった場合に未達成分を減額の対象とする規定がありますが、本件は落札後、約5年後の開園となるため、経済状況が読めないところがあり、大変リスクの高い事業となります。発注予定の市内企業や団体も5年先の経済状況や事業継続状況（経営状況）もわからないため、維持管理期間中の本規定は削除頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。当該未達成の発生が事業者の責めによらないなど、減額の対象とすべきではないと市が認めた場合は、減額の対象とはなりません。
97	53	別紙3	5	(2)		事業者提案 「地域経済 への貢献」 未達成時に 係る減額	「当該未達成の発生が事業者の責めによらないなど、減額の対象とすべきではないと市が認めた場合は、この限りではない。」との記載がございしますが、人員の募集を実施しても、市内からの応募がない場合や、事業者の採用基準に達した人員が応募されない場合などの事由も、事業者の責めによらないとの理解でよろしいでしょうか。事業を円滑に実施する為に配置する人員の採用基準は重要となります。ご理解をいただけますようお願いいたします。	事業者の責めによらないなどは、個別で判断することとなります。
98	53	別紙3	5	(2)		事業者提案 「地域経済 への貢献」 未達成時に 係る減額	「当該未達成の発生が事業者の責めによらないなど、減額の対象とすべきではないと市が認めた場合は、この限りではない。」との記載がございしますが、提案時に想定した市内企業・団体の企業と信などが事業者の規定に合わない場合や、想定している発注額と合意を得ない場合、市外企業・団体への発注を認めていただくとともに、減額の対象に含めないでいただきたい。	左記の場合、市外企業・団体へ発注することは認めます。ただ、事業者の責めによらないなどは、個別で判断することとなります。
99	53	別紙3	5	(2)		維持管理・ 運営期間	市内企業・団体への発注金額の未達成が、事業者の責めによらない場合は、減額の対象外となるとのことですが、（代表企業、構成員、協力企業のコントロールの外にいる）一次下請から二次下請の発注金額の未達成についても事業者の帰責性が問われるのでしょうか。	事業者の責めによるものかは、個別で判断することとなります。

■募集要項に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
100	53	別紙3	5	(2)		維持管理・運営期間	未達成時の減額分について、各年度終了後30日以内に支払うとのことですが、サービス対価の支払方法と同様に「各年度業務終了時に市は事業者から達成状況について報告を受け、10営業日以内に事業者へモニタリングの結果を通知、（事業者にて相違ないことを確認、）当該通知の後に市は適法な請求書を発行し、事業者はその受領後30日以内に支払いを行う」等としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
101	その他						常総公園・ヤクルト2軍球場において行われるイベントの内、現在分かる範囲で整備工事期間中に工事の制約が予想されるイベント等ありましたらご教示願います。	市では把握していません。
102	その他						常総公園等敷地外に工事用車両（通勤者含む）や仮設資材置き場等に貸与いただける敷地はご検討いただけますでしょうか。	想定していません。
103	その他					什器備品リスト	様式12-9什器リストは別紙提案の審査項目にありませんが、評価対象外でしょうか。	様式12-9は、必要に応じて審査項目「3 設計業務、施工業務、工事監理業務に関する事項」にて取り扱います。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	2						屋内遊具施設を含む必須施設の提案において、要求水準書に示された「インクルーシブ対応や安全性の確保を前提としたうえで、子どもにとっての体験価値や楽しさの質に関する創意工夫（空間構成や遊びの多様性等）」は、技術審査においてどのように評価される想定でしょうか。ご教示ください。	優先交渉権者選定基準「別紙提案内容の審査項目」の各内容に基づき審査を行います。
2	4	第1	5	(1)	ウ	市が行う各種申請に係る支援業務	具体的にはどのような支援業務を想定されているかご教示願います。	現時点で具体的な申請内容はありません。計画や年度により補助金申請等が発生することが想定されます。
3	6	第1	7	(2)		付帯事業	ネーミングライツについては、「・・・市が支払うサービス対価の低減に資するようにすること」となっていますが、5年後の開園を想定したネーミングライツパートナーを募ること、ネーミングライツの対価を確定させることは簡単ではないと思います。その意味において、サービス対価の減を実現するという公募条件とされた趣旨につきご教示ください。	事業者へのインセンティブとして、ネーミングライツ料は事業者に帰属するものとしています。ただ、市がネーミングライツを導入する目的は要求水準書のとおり、新たな財源の確保、持続可能な施設等の運営、施設等の魅力や知名度を高めることにより地域の活性化を図ることです。そのため、ネーミングライツ料の一部でも本事業に還元していただきたいと考えて「市が支払うサービス対価の低減に資するようにすること」という記載をしています。なお、サービス対価の低減の仕方については事業者の提案とします。
4	6	第1	7	(2)		ネーミングライツ	ネーミングライツの仕様決定時期は何年何月予定でしょうか。また、ネーミングライツ設置に伴う費用は詳細不明につき別途として金額を見込まないとして宜しいでしょうか。	ネーミングライツに関する規定については、要求水準書P.69～70をご確認ください。ネーミングライツの導入により施設の看板や案内図等を設置する場合、その費用はネーミングライツパートナーの負担となります。そのため、本事業の事業収支には見込まないでください。
5	6	第1	7	(2)		ネーミングライツ	ネーミングライツ料をサービス対価の低減に充てる場合、提案時に提案する収支計画書、各費用内訳書にはどのように表現すればよろしいでしょうか。	ネーミングライツ料を差し引いた提案価格を様式9-1（提案価格書）に記載する場合は、様式9-2（提案価格内訳書）及び様式10-2（別紙6）（長期収支計画表）を修正しますので、そちらを用いてください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
6	6	第1	8	(1)		統括管理業務期間	エリアマネジメント業務の始期は開園日からとするのですが、業務期間は開園日から事業期間終了日までという理解でよろしいでしょうか。 ※要求水準書P40 第4 2 (2)イに「開園日から3年間を準備期間とする」、募集要項P41 別紙3 2 (1)に「サービス対価Aのうち、エリアマネジメント業務に係る費用については、開園日から3 年間とする」との記載があることから念のため確認しております。	よろしいです。 エリアマネジメント業務の期間は事業期間終了日までになります。ただし、開園日から3年間の準備期間終了以降の業務及び費用については、市と協議により決定するものです。
7	6	第1	8	(2)		設計・建設期間	令和9 (2027) 年1月から令和14 (2032) 年3月迄とした根拠をご教示願います。	設計、施工及び開園準備期間として十分な期間を見込んで設定しています。
8	6	第1	8	(2)		設計・建設期間	「※準備工事や各種調査の着手に当たっては、事前に市に確認すること。」とありますが、具体的に確認手順・方法をご教示願います。	工事着手日等が指定されているものではありません。準備工事や各種調査を行う前に、事前に市に業務計画書や業務着手に必要な書類等を提示するとともに、定例会等の場において確認してください。
9	6	第1	8	(2)		設計・建設期間	「※設計・施工期間については・・・前倒しで開園することも可能である。」とありますが、市民の利用が早期になるので前倒し開園は評価につながるの理解で宜しいでしょうか。	前倒しすることが評価されるものではありません。市民サービスや、適正工期、工期短縮の工夫などを総合的に判断し評価します。具体的には、優先交渉権者選定基準をご確認ください。
10	6 7	第1 第1	8 8	(2) (4)		設計・建設期間 開園準備期間	開園準備期間は開園前日までとなっていますが、設計・施工期間を前倒しで完了する提案を行い、前倒しした部分を開園準備期間に充当することは可能かご教示願います。	可能です。 また、設計・施工期間の短縮により、開園日の前倒しも可能です。
11	6	第1	8	(3)		維持管理・運営期間	工程の前倒しが可とありますが、市として想定する優先開園範囲や引渡しの区切りについてご希望等はございますでしょうか。	優先開園や部分開園の想定はありません。安全性や市民サービスが確保されていることを希望します。
12	6	第1	8	(3)		維持管理・運営期間	「※事業者の提案により・・・事業期間の終了もそれに応じて変更する。」とありますが、運営維持管理期間の延長・短縮の提案はできないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
13	6	第1	8	(3)		維持管理・運営期間	維持管理・運営期間の始期は本施設の引渡日とのことですが、調整池（別途工事で整備する躯体・雨水排水設備）（2027年1月に完成予定）の維持管理・運営業務の始期は本施設の引渡日ではなく、事業開始時でしょうか。事業開始時である場合、本工事で整備する調整池の周辺環境の維持管理・運営業務の始期は、本施設の引渡日になりますでしょうか。	市が別途工事において整備する調整池の完成予定時期は2027年1月から2027年8月に変更します。よって、調整池の維持管理・運営業務の始期は「2027年9月」としていただきたい。 ただし、本工事で整備する範囲の始期は、本施設の引渡日になります。 併せて、様式10-2（別紙3）、10-2（別紙5）、14-3、15-7を修正します。
14	6	第1	8	(3)		維持管理・運営期間	維持管理・運営期間の始期は本施設の引渡日とのことですが、募集要項P42 別紙3 2 (5)(6)では、維持管理・運営業務に係るサービス対価の支払い始期は「事業開始」となっています。当該記載の趣旨につきご教示願います。	市が別途工事において整備する調整池の完成予定時期は2027年1月から2027年8月に変更します。 調整池の完成予定時期の変更に伴い、維持管理・運営業務に係るサービス対価の支払い始期も「2027年9月」に変更となります。 併せて、様式10-2（別紙3）、10-2（別紙5）、14-3、15-7を修正します。
15	7	第1	10			契約構成と優先順位	契約書類および優先順位に基本協定書等記載がないものがあります。優先順位をご教示願います。	基本協定書は①事業契約に含みます。
16	7	第1	11	(1)		適正な引継ぎ準備	消耗部品とは具体的に何を指しておりますか。ご教示願います。	通常予見できる範囲で約1年間に交換が必要とされる部品（例：フィルターなど）を想定しています。
17	7	第1	11	(1)		適正な引継ぎ準備	「付帯事業に基づく提案施設は…原則として原状回復…」と記載ありますが、「原則」と記載しているのは貴市との協議の上、残地もしくは貴市による時価買取等を行う可能性があるという認識でよろしいでしょうか。	事業期間終了時に、所有権を市に無償譲渡するなど、市と協議が整った場合には原状回復を行わない可能性があります。
18	7	第1	11	(1)		適正な引継ぎ準備	付帯事業に基づく提案施設は事業期間終了時に原則原状回復すること、とのことですが、事業期間終了時に提案施設の撤去を完了しておく必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業期間内に原状回復までを完了してください。 併せて、要求水準書に関する質問への回答No. 17もご確認ください。
19	7	第1	11	(1)		適正な引継ぎ準備	「事業期間終了後1年間は消耗部品の取替えだけを行うことで維持管理可能な状態を言う。」と記載がございますが、消耗部品を具体的にご教示願います。	通常予見できる範囲で約1年間に交換が必要とされる部品（例：フィルターなど）を想定しています。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
20	7 68	第1 第4	11 7	(1) (1)			「提案施設」は原則として事業期間終了時の原状回復が求められていますが、事業期間終了時に市が公共施設（或いはBT0事業施設）として継続利用を希望し、所有権を市に無償譲渡する場合、原状回復義務は免除されると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	8	第1	12			保険	「事業者は、事業期間中、自らの負担により事業契約に定める建設工事保険や第三者賠償責任保険等に加入すること」とありますが、募集要項P41 別紙3 1に記載の通り、保険料については、サービス対価B-2、D-1、Eを含めて提案をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	8	第1	12			保険	BT0方式による事業ですので施設完成後は所有権は市に移転されると解釈しています。市として所有権移転後に加入する保険についてご教示願います。	公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済への加入を予定しております。
23	8	第1	12			保険	保険加入の条件として履行バンドやG C L特約、地盤崩壊特約などを見込む必要はありますか、ご教示願います。	事業者の提案とします。
24	9	第2	1	(1)		敷地概要	本計画は都市計画法53条の許可申請は不要であり、許可基準による構造、規模の制限(階数2以下、木造、S造等)は受けないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建築基準法やその他法規制や条例等による制限等は遵守する必要があります。
25	9	第2	1	(1)		道路	4つの市道及び外周の農道は現況のままであり、改築整備は一切しないという認識でいいか？整備する場合整備計画を教えてください。また新たな市道整備を想定している場合、その計画を教えてください。	現時点では、市道2972号線を令和12年に幅員10mに拡幅する予定です。その他、区画整理事業により拡幅等が予定されておりますが、詳細は未定です。
26	9	第2	1	(1)		堤防	西側敷地境界である国交省管理の堤防敷（河川区域）を含めた活用、計画も提案可能か？国交省との協議経緯等があれば教えてください。	提案は可能ですが、堤防敷の活用可否は事業者で判断してください。市では国交省との協議経緯はありません。
27	10	第2	1	(2)		敷地配置計画	未買収地が将来的には本事業の対象地に含まれることが想定されるとありますが、いつ頃を想定されていますかご教示願います。	時期は未定です。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
28	12	第2	2	(1)			防災施設内の防災備蓄品(1,500人・1日分)は倉庫と合わせて事業者側で用意が必要でしょうか。	事業者側で用意は不要です。防災備蓄品は市で用意します。
29	12	第2	2	(3)		調整池の取扱い	調整池は2027年1月完成予定とありますが引渡し条件と本事業工事の工事期間中などに工程上の制約等はありませんか、ご教示願います。	調整池の完成予定時期を2027年1月から2027年8月に変更します。また、市としては調整池の引渡し条件や本事業の工事期間中の制約はないと考えております。併せて、様式10-2(別紙3)、10-2(別紙5)、14-3、15-7を修正します。
30	12	第2	2	(3)		調整池の取扱い	2027年1月完成予定の調整池工事で発生する掘削発生土の処分はどの様にお考えでしょうか。また掘削土量m3についてもご教示願います。	別途工事において整備する調整池の工事で発生する掘削発生土は市で対応します。掘削土量は現時点では未定です。
31	12	第2	2	(3)		調整池の取扱い	調整地は、公園と一体となって整備するため、躯体及び雨水排水設備の配置変更の提案は受け入れられるのか？(例：東側への回遊動線が設定しにくい、数m西側に配置変更するなど)	別途工事において整備する調整池は事業開始時には設計が完了している予定のため、配置変更等の提案を反映することは難しいです。
32	12	第2	2	(3)		調整池の取扱い	調整池掘削(プレロード後)の土は、公園内に残置し、活用可能でしょうか？またプレロードの土同様、国交省利根川河川区域からの客土は可能なのか？	別途工事において整備する調整池の工事で発生する掘削発生土は市で対応します。利根川河川区域からの客土は難しいと考えます。
33	13	第2	3			関係法令・基準等	公告日以降の関係法令・基準等の変更による対応リスクは共通して市で負担としていたくださたくお願い致します。	契約日以降の本事業に直接関係する法令等の変更等は市が負担します。公告日から契約日までの変更は事業者負担となります。
34	13	第3				本事業の要求水準	未買収地は本事業の対象として提案することになっていますが、一方で、「将来的に本事業敷地に含まれることを想定して、未買収地の活用方法も考慮した検討を行ってください。」との記載もごさいます。二通りの提案を行うということのご要請と理解しますが、いかがでしょうか。	二通りの提案を求めるものではありません。将来的に本事業敷地に含まれることを想定して、未買収地の活用方法も考慮した検討を行ってください。
35	15	第3	1	(1)		重点事項	「インクルーシブ遊具」の選定において、市が独自に定めているガイドラインや数値目標、あるいは必須となる認証制度はあるか。	提案に対する必須条件ではありませんが、「守谷市インクルーシブな公園広場整備のためのガイドライン」等を参照してください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
36	15	第3	1	(1)	・4個目	重点事項	新モビリティサービス事業者が行う設計や要件整理に対する市への協力は、業務期間中にどの程度の頻度で行われ、何回程度の打合せや協議を想定しているかご教示ください。	詳細は新モビリティサービス事業者決定後の調整になります。
37	15	第3	1	(1)	・5個目	重点事項	避難場所として必要な基準となるもの等があればご教示ください。	広域避難場所として、屋外に1ha以上の平坦な場所（広場等）が必要です。なお、1haは一体のエリアではなく、避難場所として使用できるエリアの合算面積を可とします。
38	15	第3	1	(2)	・2個目	環境性能	ZEB Ready基準への適合を検討することが要求水準であり、ZEB Readyの取得は絶対条件ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	15	第3	1	(2)		環境性能	「ZEB Ready基準への適合を検討すること」と記載ありますが、各施設をZEB Readyに適合させることが必須条件ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	15	第3	1	(2)		環境性能	「ZEB Ready」基準への適合を検討すること、との記載がございますが、これは検討を求めているに留まり、提案の要件ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	16	第3	2	(1)		配置・動線計画について	双方の円滑な動線確保を提案するには、ヤクルト球場側との動線接続の設計が必要ですが、ヤクルト2軍球場側の計画図がないと設計できない。設計図の提供は可能でしょうか？	ヤクルト球団の公表資料をご確認ください。また、ヤクルト球団に対する質問の機会をご活用ください。
42	16	第3	2	(1)	イ	配置動線計画について 駐輪場・外構等	設計時期によっては大きな影響が出る為、新モビリティサービスやシャトルバスの運行の決定時期をご教示ください。	現時点では未定です。
43	16	第3	2	(1)	イ	駐車場・外構等	「新モビリティサービスや大型バス、シャトルバスの運行にも配慮した計画とすること」とありますが、新モビリティサービス事業者や貴市との協議の結果、本公園の設計変更等により費用が増加した場合には、（本事業の事業者には帰責性がない増額である為、）当該の費用について貴市にてご負担をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	新モビリティサービスや大型バス、シャトルバスの運行にも配慮した提案（計画）内容に対して、事業者の責に帰すべき事由がなければ、設計変更に伴う費用は市で負担します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
44	16	第3	2	(1)	ウ	配置動線計画についてランニングコース	「ヤクルト球団2軍施設のランニングコースとも連携できるように計画する」とありますが、ランニングコースが分かる図面(CADデータ)をご提供いただけますでしょうか。	ヤクルト球団の公表資料をご確認ください。(ランニングコースの想定：公表資料イメージ図の駐車場に沿った青ライン) また、ヤクルト球団に対する質問の機会をご活用ください。
45	16	第3	2	(1)	ウ	配置動線計画についてランニングコース	ヤクルト球団のランニングコースは公園利用者も自由に入れるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、試合開催日には入場・利用等に制限が発生します。
46	16	第3	2	(1)	ウ	ランニングコース	「ヤクルト球団2軍施設のランニングコースとも連携できるように計画すること」とありますが、ヤクルト球団2軍施設のランニングコースの位置をお示しください。	ヤクルト球団の公表資料をご確認ください。(ランニングコースの想定：公表資料イメージ図の駐車場に沿った青ライン) また、ヤクルト球団に対する質問の機会をご活用ください。
47	17	第3	2	(1)		駐車場・駐輪場	駐車台数の設定・配置において、ヤクルト2軍球場側の駐車需要と供給台数の把握が必要であるが、観客席数(施設概要)、駐車場確保台数について教えてください。	提案においては、ヤクルト2軍球場の観客席数約3,000席、駐車台数約300台を想定してください。
48	17	第3	2	(2)	ア	駐車場	・待合室は屋根、壁がある仕様でしょうか。あるいは事業者の提案でしょうか。 ・また待合室を別棟とした際、提案施設の整備に該当しますでしょうか。	待合室には屋根の設置が必要です。壁等は事業者の提案によります。 要求水準で求める待合室は付帯事業における提案施設には該当しません。
49	17	第3	2	(2)	ア	駐車場	EV急速充電器を2台程度設置とのことですが、EV車の稼働率を踏まえ、設置台数を2台未満、または2台以上としてもよろしいでしょうか。また、急速充電器の設置台数を2台程度とは、同時にEV車を2台充電可能なシステムとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、よろしいです。 後段については、ご理解のとおりです。
50	17	第3	2	(2)	イ	駐輪場	ラック付きであれば屋根は無くても良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	18	第3	2	(3)	ア	外構緑化計画	敷地西側既存の土手との敷地境界についても囲障を設置することは必須でしょうか。	必須ではありません。 防犯性や安全性等が確保されていれば囲障を設けないことも可とします。
52	18	第3	2	(4)		防災安全計画	災害時に1,500人を一日以上滞在させる際に、具体的に何の設備を稼働させる必要がありますか。照明のみでよいのか、冷暖房換気設備も必要か等、明確にご提示いただけますでしょうか。	避難場所には屋外照明が必要です。避難場所に関しては、要求水準書に関する質問への回答No. 37をご確認ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
53	19	第3	2	(4)		防災安全計画	へりポートを計画することと有りますが、位置、仕様、条件等がございますか、ご教示願います。	市で指定する位置、仕様、条件等はありません。提案内容及び法令等に基づき計画してください。
54	19	第3	2	(4)		防災安全計画	「災害時に転用できるかまど・防災ベンチや防災パーゴラ、マンホールトイレ等の防災設備」の配置（手配）は事業者側で行うとの理解でよろしいでしょうか。ご記載の防災グッズの調達は補助金の関係もあり自治体側で行うという事例もございましたので、念のため確認させて下さい。	事業者側で配置（手配）します。
55	19	第3	2	(4)		防災安全計画	「EV急速充電器及びEV車は災害時に携帯電話等への充電にも利用できるように計画すること。」との記載がございます。EV急速充電器はサービス対価Bの対象となるのご回答を既に頂いておりますが、EV車も同様にサービス対価Bの対象となるかどうか、確認させて下さい。	EV車自体の計画を求めているものではないため、EV車はサービス対価Bの対象にはなりません。EV車を利用して携帯電話等への充電が可能な環境整備を求めています。
56	19	第3	2	(4)		防災安全計画	『EV急速充電器及びEV車は災害時に携帯電話等への充電にも利用できるように計画すること』と記載されていますが、EV急速充電器設備と、災害時に携帯電話等への充電に利用可能な設備は、別設備としてもよろしいでしょうか。	別設備でご用意いただくことも可能です。
57	19	第3	2	(4)		防災安全計画	災害発生時に、守谷市役所に設置されているEV車は優先的に公園に配車される計画でしょうか。または他からEV車が公園に配車される計画でしょうか。	配車の予定はありません。
58	19	第3	2	(4)		防災安全計画	EV車は、公園内に常に設置されている想定でしょうか。また、EV車を購入するのは市の実施範囲とし、市の責任にて購入したEV車を公園に設置する計画でしょうか。	EV車を本公園に設置する計画はありません。災害時にEV車から携帯電話等への充電を行える環境整備を求めています。
59	19	第3	2	(5)		防犯・安全計画	「防犯のために監視カメラ等を敷地及び施設の適切な位置に設置すること。利用者等のプライバシーに配慮した位置に設置し」とありますが、市で想定している詳細についてご教示願います。	事業者の提案によるものと考えています。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
60	20	第3	3	(1)		共通事項	要求水準書P54(5)にて記載があるように、備品等の調達及び設置業務は開業準備業務に含まれ、費用としてはサービス対価Cにて提案するとの理解で宜しいでしょうか。 備品にも資材の物価上昇等がありますが、募集要項P46のサービス対価Cの指標(人件費・水光熱費・その他)が備品の調達業務における物価上昇とマッチしないため、サービス対価Bの指標を参考に設定頂けますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、指標値の提案については、優先交渉権者選定後から仮契約締結までに妥当性や合理性を市と協議した上で、事業契約に定めるものとします。
61	20	第3	3	(2)	ア	アリーナ共通	「競技以外にも式典やさまざまなイベント等が開催できるような設備等の配置に配慮すること」との記載がありますが、市で想定している式典やイベントの内容、併せて市として想定されている参加人数につきましても、ご教示願います。	具体的に想定しているものではありません。
62	20	第3	3	(2)	ア	備品について	「競技備品やその他備品」との記載がありますが、応募者間で調達備品の認識を揃えるために参考備品リストをお示しください。(認識が揃わないと提案する事業費も影響すると思っております。)	提案内容(本施設)に対して支障なく運営が可能な競技備品やその他備品をご用意ください。
63	20	第3	3	(2)	ア	アリーナ共通	さまざまなイベント等とありますが、どのようなものが想定されますか。また、映像・音響設備など必要な設備があればご提示いただけますでしょうか。	市として映像・音響設備などの必要設備はありません。提案によるものと考えます。
64	20	第3	3	(2)	イ	メインアリーナ	バスケットゴールは壁面・センターコート共に天井吊り下げ式を提案としても良いでしょうか。	壁面固定式ではなく、天井吊り下げ式でも構いません。
65	20	第3	3	(2)	ウ	ランニングコース	ヤクルト球団施設とのコース接続部において、日常的な清掃や路面補修の「管理境界」は、物理的な敷地境界線で分けるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
66	20	第3	2	(8)		工事中のローリング計画	部分開園を行う場合、開園エリアは貴市に部分引渡しを行うのでしょうか。部分引渡しを行う場合は、開園エリアに係るサービス対価B-1、B-2の支払方法についてもご教示ください。	部分開園の想定はありません。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
67	21	第3	3	(2)	イ	メインアリーナ	<p>・倉庫や選手控室等のバックヤードからの利便性を考慮した計画とすることとありますが、選手控室の有無は事業者の提案でよろしいでしょうか。</p> <p>・また選手控室は多目的利用の室と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、大会開催時以外の使用方法は提案によります。</p>
68	21	第3	3	(2)	ウ	観客席	<p>「車いす利用者が利用できる環境を整備すること」とありますが、市で想定している車いす利用者の台数についてご教示願います。</p>	<p>観客席数に応じて事業者にて計画してください。</p>
69	21	第3	3	(2)	ウ	観客席	<p>「観客が滞留できる観客席スペース」とは具体的に何人程度の席を想定しているのかご教示願います。</p>	<p>具体的な人数の想定はありません。</p> <p>提案施設において想定される大会や競技内容に基づき観客席スペースを計画してください。</p>
70	21	第3	3	(2)	ウ	観客席	<p>「キャットウォークを設ける場合は・・・十分な幅と強度を確保すること。」とあるが、点検用キャットウォークのみを提案する場合、「点検に必要な十分な幅と強度」との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
71	21	第3	3	(2)	エ	更衣室・シャワー室	<p>「更衣室・シャワー室を男女別に設置する」との記載に関し、市で想定されている更衣室ロッカーの収容人数、ならびに車いす利用者の想定人数についてご教示願います。</p>	<p>具体的な人数の想定はありません。</p> <p>提案施設において想定される利用者数に基づき計画してください。</p>
72	21	第3	3	(3)	ウ		<p>屋内遊具施設について、要求水準書に示された必要機能・性能を満たすことを前提に、空間構成（ゾーニング）、遊具構成、動線計画等に関する具体的な設計提案の自由度は、どの程度確保されていると理解すべきでしょうか。</p> <p>市として想定されている考え方があればご教示ください。</p>	<p>要求水準を満たした設計提案を行ってください。</p>
73	22	第3	3	(4)	ア	パークセンター	<p>市の想定する「市に必要なスペース」はあるのかお教示願います（備品含む）。また、ある場合どの程度確保すればよいのかご教示願います。</p>	<p>要求水準以外に市に必要なスペースはありません。</p>
74	22	第3	3	(4)	ウ	倉庫	<p>市として確保が必要と考える倉庫は想定していますか。</p> <p>ある場合は備品も含めてご教示願います。</p>	<p>市として確保する倉庫はありません。</p>

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
75	22	第3	3	(4)	イ	多目的室等	多目的室の室数は事業者の提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	23	第3	3	(5)		屋外競技場	「日常利用時の夜間利用者を想定し、100lx～200lx程度の夜間照明を設置すること」との記載がありますが、夜間利用時間に関して、運用上または計画上、21時以降の利用を認める余地があるかご教示願います。	運用上または計画上、必要性があると判断した場合には、21時以降の利用に関する協議を行います。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
77	23	第3	3	(6)		防災施設	防災備蓄倉庫はいわゆるコンテナ等の倉庫でもよいでしょうかご教示願います。	要求水準を満たしていることを前提にコンテナ等でも可とします。
78	23	第3	3	(7)	イ	多目的広場	「キッチンカーの誘致等が行えるスペース、設備等を計画すること」とありますが、これらの初期投資コストはサービス対価Bの対象となるという理解でよろしいでしょうか。その上でこれはキッチンカー誘致という自主事業、となるということでしょうか。それともこれらスペースと設備等の整備は付帯事業として行うことを想定されているのでしょうか。（付帯事業と位置付けると、事業化は簡単ではないとの認識を前提とする質問です。）	前段については、ご理解のとおりです。後段については、キッチンカーの誘致等のためのスペース、設備等の整備はサービス対価Bの対象であり、本施設の一部に該当するため、付帯事業ではありません。
79	24	第3	4	(1)	イ	同線計画	市の想定している大会・イベント等があればお教え願います。また、常総公園・ヤクルト2軍球場についても同様にご教示願います。	市の想定する大会・イベントはありません。
80	24	第3	4	(2)	ア	外装計画	外装仕上材は防汚染性の高い表面保護処理を行うこととありますが、材料自体が防汚染仕様であれば表面保護処理は不要と考えてよろしいでしょうか。	防汚性の高い表面保護処理と同等の防汚性能を満たす材料を採用する場合は不要です。
81	24	第3	4	(3)		サイン計画	多言語対応とあるが、市で想定する多言語を具体的にご教示願います。	最低限として日本語・英語・中国語対応としてください。その他に具体的な言語の指定はありません。
82	25	第3	4	(4)		セキュリティ計画	「開園時間内外とも・・・対策を講じる」とあるが、入園時点でセキュリティをかけることは公園の性質上・コスト面を含めハードルが高いと考えます。市のお考えになるセキュリティレベルを具体的にご教示願います。	入園ゲートや境界フェンス等のハード的なセキュリティを必須とするものではありません。巡回警備や防犯カメラの設置などにより、総合的な進入防止・抑止対策を整備してください。
83	25	第3	4	(4)		セキュリティ計画	機械警備会社との契約は事業者側で行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	25	第3	4	(5)	イ	バリアフリートイレ	「子ども用便座カバー」とは子供用補助便座を指し、子供用補助便座に貼る（かぶせる）冷たさや硬さを軽減し、安心感を与える貼るタイプのカバーを指すものではないとの解釈で宜しいでしょうか。	「子ども用便座カバー」とは子供用補助便座を想定しています。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
85	25	第3	4	(5)	ウ	屋外トイレ	施設配置計画により屋内トイレが分散している提案の場合、3箇所の屋外トイレは設置しなくてもよいか、ご教示願います。	屋外トイレ3棟は付帯施設に該当し、必須施設になります。
86	26	第3	3	(2)	ア	アリーナ共通	アリーナの床仕上げ材について、長尺塩ビシート以外に、多目的利用や維持管理性を考慮した「木製フローリング」等への代替提案は可能か。	可能です。
87	27	第3	5	(2)	・2個目	一般事項	「公共建築工事標準仕様書(最新版)」について、設計完了から事業期間中に最新版が出た場合、設計時点の年度の仕様書を準用すると考えてよろしいでしょうか。また更新する場合の費用負担は認められますか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、契約に基づき負担割合を決定します。
88	28	第3	5	(4)	カ	積載荷重	太陽光パネルの設置場所について、屋内運動場、屋内遊具施設の屋根に設置する想定でしょうか。	設置場所は提案によります。
89	29	第3	5	(8)	ア	地盤調査	現在実施しているプレロード工事は、液状化を防ぐ仕様になっていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	29	第3	6	(1)		一般事項	要求される環境性能について、CASBEE等、求められる基準はありますでしょうか。	ZEB Ready基準への適合の検討を求めています。
91	30	第3	6	(3)	・1個目	非常用発電設備	パークセンターの最小限の機能を2日間継続稼働させるとありますが、最小限の機能の範囲を具体的にご提示いただけますでしょうか。	10人程度が使える事務機能及び空調設備を含む執務環境と解釈してください。
92	30	第3	6	(3)	・2個目	非常用発電設備	重要負荷とありますが、具体的に何を示すかご提示いただけますでしょうか。	BCP計画に関与する負荷と解釈してください。
93	30	第3	6	(4)	・1個目	太陽光発電設備	太陽光発電設備の容量は、災害時にパークセンターの一部の諸室のコンセントを携帯電話の充電等に利用できる程度でよろしいでしょうか。	ブラックアウト時は、ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
94	30	第3	6	(4)		太陽光発電設備	「売電（エリアマネジメント業務の一環や本事業に資するものは除く）を目的として発電事業等は行わないこと」とありますが、この括弧書きの内容の具体的例としてどんなものを想定されているのでしょうか。要求水準に沿ったご提案を差し上げたいという趣旨のご質問です。	エリアマネジメント業務の一環として、周辺エリアで使用するための売電や、自走できるエリアマネジメントの仕組みに資するものを想定しています。
95	32	第3	6	(8)		競技用照明設備	『競技コート面照度は、均一性を損なうことなく100lx以上の水平面照度を確保すること』と記載されています。均斉度については、記載されている水平面照度を基準として、JIS 9127の運動競技区分を参照することとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	32	第3	4	(9)		テレビ共同受信設備	アンテナによる受信方式をしているが、インターネット環境を提案した場合でもアンテナは必要か、ご教示願います。	インターネット環境の提案によりテレビ視聴が出来る場合は可とします。
97	32	第3	4	(9)		テレビ共同受信設備	NHKの受信料は事業者の負担となるのか。また、災害時等において事業継続が困難な場合等を含め、すべて事業者負担となるのか、ご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、不可抗力による場合、契約に基づき負担割合を決定します。
98	32	第3	4	(9)		テレビ共同受信設備	「将来対応等による追加ケーブルを見据え、各棟に引込管路を適宜見込む」とあるが、屋外トイレ・防災備蓄倉庫を含むのか。また、適宜を決める基準について、ご教示願います。	屋外トイレ・防災備蓄倉庫は対象外です。 適宜とは、ご提案される際に適正なサイズ、本数等を示していると解釈してください。
99	33	第3	4	(16)		音響設備	市の想定している「各競技の大会」以外の利用用途があればご教示願います。	市の想定はありません。
100	35	第3	7	(2)	イ	②室内環境条件	相対湿度の条件が示されていますが、建築物衛生法に該当しない場合は、湿度についての基準をなくすことは可能でしょうか。	可とします。
101	36	第3	7	(3)	ク	都市ガス設備	調整池付近に設置されるガバナリーは市発注の工事でしょうか。設置場所の想定はありますか。ある場合は、今後計画に応じて変更は可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、設置場所は調整池付近であり、市道2972号線に隣接した箇所となります。設置場所の変更は協議によります。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
102	37	第3	7	(3)	ア	給排水衛生設備基本方針・5個目	ライフラインが途絶した場合においても必要となる給水・排水設備の機能を確保とありますが、どの程度確保する必要がありますか。	要求水準書に関する質問への回答No. 91をご確認ください。
103	39	第4	1	(3)		情報発信のための技術支援	現在想定される「市が主宰する会議体や説明会」の頻度・回数についてご教示願います。	2回/年を想定してください。
104	40	第4	2	(1)		基本事項	統括管理業務責任者等、各SPCの職員について、本施設内への常駐配置までは求めない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	40	第4	2	(2)	ア	プロジェクトマネジメント業務	統括管理業務責任者は総合行程表を基に、設計者が作成する全体設計工程表や・・・等の検証及び統括・取りまとめを行う」とありますが、この業務は設計業務（P45）及び施工業務（P49）の項にも記載がございます。各業務に記載があることの趣旨をご教示ください。	設計業務（P45）及び施工業務（P49）に記載されている業務は設計者、施工者が作成するものです。統括管理者の検証及び統括・取りまとめとは異なる業務になります。
106	40	第4	2	(2)	イ	エリアマネジメント業務	エリアマネジメント業務の期間ですが、業務期間は開園から3年間であると認識しております一方、当該期間を「準備期間」とするとの記載もございます。また当該期間後は協議を経て更新の可能性も言及されています。準備期間と業務期間の違いを含めて、どのように捉えたら良いか、ご教示ください。	エリアマネジメント業務の期間は事業期間終了日までになります。ただし、開園日から3年間の準備期間終了以降の業務及び費用については、市と協議により決定するものです。
107	40	第4	2	(2)	イ		4年目以降のエリアマネジメント業務が「協議により決定」となっていますが、協議が整わない場合、当該業務は統括管理業務から除外されるという解釈でしょうか。或いは、3年間の準備期間終了までに「自走」が困難と判断された場合の市の支援継続の可能性について教えてください。	統括管理業務から除外することや、4年目以降の支援継続の可能性も含めて、準備期間の業務内容、周辺エリア等の状況を踏まえて協議により決定します。
108	41	第4	2	(3)	ウ	エリアマネジメント業務	エリアマネジメント業務を行なうにあたり、市の担当部局はどちらになりますか。庁内で横断的なチーム組成は可能でしょうか。	市長公室企画課及び都市整備部管理課が担当になります。また、チーム組成は必要に応じて検討します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
109	41	第4	2	(3)	ウ	エリアマネジメント業務	協議会等の参画主体への協議参画依頼は市が担うことになるのでしょうか。	原則、参画依頼含めて事業者が担うこととなります。ただし、事業者から提案された出席者に対し、必要に応じて市から連絡することは可能です。
110	41	第4	2	(3)	ウ	エリアマネジメント業務	公園の整備運営主体がエリアマネジメントを主体的に担うことでエリア全体の恒久的なマネジメントの方向性を示せるか、バランスを確保できるのか、バランスの担保に市はどのように関与するか、ご教示ください。	ご質問のバランスの担保にどのように関与できるかはわかりかねますが、エリアマネジメント業務の目的達成に向けて市との連携が必要と考えています。
111	42	第4	3	(1)	イ	コスト管理	提案時内訳書に記載された単価等を準用し、提案時見積書の総額を下回るようコスト管理を実施すること、と記載ありますが提案時点で正確な数量×単価を示すような内訳書の提出は求められていない認識ですが違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。提案時は様式集等に基づき内訳書を提出してください。ただし、業務着手にあたっては、発注者と協議のうえ、コスト管理に必要な内訳書の提出をお願いします。
112	42	第4	3	(1)	イ	①	賃金又は物価の変動などにより工事価格の増減が予測される場合は、提案時見積書の総額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、市と協議することと。とありますが、その一方、事業契約書(案)第68条 市はサービス対価について、別紙5に定めるところにより物価変動その他の事由に基づく金額の改訂を行う。とあります。また、募集要項3サービス対価の改訂(2) サービス対価B-1及びB-2 ア物価変動による改定として記載があります。物価変動については募集要項の定めによって処理できるということでしょうか。	要求水準では、物価上昇も踏まえて総額を下回るようコスト管理を行うことを求めています。そのうえで、物価変動については募集要項、契約書等に基づき対応いたします。
113	43 別紙1 3	第4	3	(1)	イ	②	性能発注であり、官積算、単価調書、見積は不要と考えられるため積算単価調書、見積書を不要として頂くことは可能でしょうか。	官積算までを求めるものではありません。ただし、実施設計終了時に提出いただく内訳書は施工期間中のコスト管理に必要になりますので、算出根拠等の提出を求めるものです。
114	43	第4	3	(1)	イ	②	見積作成用図面を基に「市の指定する方法による見積書を作成」とありますが、当該「指定する方法」について、具体的にご教示願います。	具体的な「指定する方法」はありません。見積内容に基づき協議のうえ決定するものとします。なお、基本的には公共工事標準単価積算基準等に準じて、内訳明細書による単価・数量根拠の明示が必要になります。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
115	43	第4	3	(1)	イ	③	施工期間中のコスト管理の記載がありますが、サービス対価の改定は募集要項3サービス対価の改定の定めによって処理できるということでしょうか。	要求水準では、物価上昇も踏まえて総額を下回るようコスト管理を行うことを求めています。そのうえで、物価変動による改定は募集要項、契約書等に基づき対応いたします。
116	43	第4	3	(1)	オ	技術提案の確認	技術提案実施計画書の内容・趣旨をお示しください。	要求水準同様に、各段階において技術提案内容を満たした計画になっているか、それが反映できているかを確認することを目的としており、そのための確認方法（チェックリスト等）を想定しています。
117	44	第4	3	(1)	カ	市・利用者・周辺エリアへの対応等	「着工に先立ち、近隣住民や周辺エリア施設等との調整及び建築準備調査等を十分に行い、」とありますが、対象となる住民の範囲をご教示願います。また、建築準備調査の具体的な内容についても併せてご教示願います。	市で指定する住民の範囲はありません。事業者として必要と考える範囲を設定してください。建築準備調査とは、事業者が必要と判断する調査になります。（例、電波障害、地質調査、家屋調査等）
118	44	第4	3	(1)	ク	事業者が必要に応じて実施する各種調査	こちらに記載の各調査（電波障害、近隣対策、警察協議、地質調査、施工前・施工後家屋調査、事前敷地測量、地中障害物調査、アスベスト調査等）は貴市で実施していない認識でよろしいでしょうか。	参考資料として提供しているもの以外に市で実施している調査はありません。
119	44	第4	3	(1)	ケ	電気事業法に関する内容	「電気事業法に基づき電気主任技術者を選任し、・・・総括して遂行すること。」とありますが、竣工・引き渡し後、建物所有者が貴市である事から、貴市で選任頂き総括して遂行のご検討頂きたく存じます。	電気主任技術者の選任に関しては、みなし設置者として事業者を選任いただくことを想定しています。
120	44	第4	3	(2)	イ	基本・実施設計業務の範囲	別途工事の種類・内容がどの程度あるか想定があればお示し下さい。	新モビリティサービス工事が想定されます。
121	45	第4	3	(2)	エ	設計業務	④設計業務 「基本設計業務として、・・・概算見積書を市に提出し、承諾をうけること。」とありますが、概算金額は施設（棟）毎の一式計上として宜しいでしょうか、ご教示願います。	棟ごとの一式計上は認められません。
122	45	第4	3	(2)	エ・⑤	見積書の作成	基本設計及び実施設計後の見積書は、公共積算ではなく、施工者作成の見積書との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
123	45	第4	3	(2)	エ	⑤設計後見積書の作成	設計後見積書とはどのようなものになりますか。	基本的には公共工事標準単価積算基準等に準じて、内訳明細書による単価・数量根拠の明示が必要になります。
124	46	第4	3	(3)	ア、ウ	工事監理業務	重点監理方式する考えでよろしいでしょうか。	要求水準を満たすことを前提に、事前に重点管理項目等を発注者と調整のうえ、決定してください。
125	48	第4	3	(3)	ウ	⑤工事監理状況の報告	ここで言う「工事監理報告書」は建築士法第20条第3項に基づく書類と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	48	第4	3	(3)	ウ	⑥各工事段階における検査の方法・5個目	ここで言う「資料」とは検査並びに是正の一覧表のようなものと考えてよろしいでしょうか。	検査内容・範囲がわかる資料や検査後の是正・対応一覧表を想定しています。
127	48	第4	3	(4)	ア	施工業務の範囲	市が発注する造成工事「プレロード」について、令和6年度A=58,500m ² 、令和7年度A=44,524m ² にて既発注されていますが、残りの敷地の整備予定についてご教示願います。	令和9年度に完成を予定しています。
128	50	第4	3	(4)	ウ⑧a	作業日・作業時間の順守	「作業時間は、概ね午前8時から午後5時までを基本とする」との記載がございますが、作業開始前に先行して入場させることや、5時過ぎからの片付け清掃などは可能でしょうか。また、ヤクルト球団2軍施設との運用上での支障が無いものとして宜しいでしょうか。	周辺施設への影響が出ない範囲で可とします。
129	54	第4	4	(5)		備品等の調達及び設置業務	「リース方式による調達に客観的合理性がある場合は、市との協議の上リース方式を認めるものとする」とありますが、①提案書提出前の市との協議はどのような機会で行けるのでしょうか。②リースで調達した場合、サービス対価Bでのお支払ではなく、運営や維持管理の対価（サービス対価DやE）でお支払頂くことになると思いますが、このような理解でよろしいでしょうか。	①については、個別対話にて協議いたします。 ②については、左記の場合、サービス対価D-1又はサービス対価Eにて計上することも認めます。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
130	56	第4	5	(1)	ウ・⑤	施設利用規約	施設利用規約（利用時間、利用料金、予約方法、キャンセル料、注意事項等）の内容は、運営業務に起因する内容となるため、「運営業務に関する要求水準書」か「総括管理業務に関する要求水準書」に記載すべき内容と思料いたします。「維持管理業務に関する要求水準書」から変更をお願いいたします。	ウ⑤施設利用規約の内容は維持管理業務ではなく、運営業務に関する要求水準書として扱います。
131	57	第4	5	(2)	ア	建築物保守管理業務	維持管理業務に「体育施設管理士等の専門知識を有する担当者を設置」が記載されていますが、維持管理企業の参加資格要件は都市公園の維持管理実績となっており、公園の維持管理企業をイメージされているかと思ひます。よって体育施設管理士の資格者を有することは困難なため、「体育施設管理士等の専門知識を有する担当者を設置」は削除頂けないでしょうか。	体育施設管理士等の専門知識を有する担当者を設置してください。
132	60	第4	5	(2)	カ	清掃・環境衛生管理業務	『「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」に準じて』とありますが、ビル管理法の基準での管理となると過度な仕様となりコストアップ要素となるかと思ひます。ビル管理法の対象とならない場合は、参考程度でビル管理法に準ずる必要はないとして頂けないでしょうか。	ビル管理法の基準に準じた管理が望ましいですが、必ずしもビル管理法を満たす必要はありません。
133	61	第4	5	(2)	ク	修繕業務	耐用年数を超えた基幹設備等の更新費用も、全て事業者負担による「サービス対価D-2（修繕費）」内で賄うべきという理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
134	61	第4	5	(2)			修繕費の支払いについて、「事業期間内に発生した修繕・更新は全て事業者の負担（本事業費を含む）により実施するものとする」とありますが、事業者による1回あたりの支払い額または年間の支払い上限額を定めて頂き、それを超えた場合は貴市でご負担頂くことは可能でしょうか。	金額に関係なく修繕費は事業者負担になります。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
135	62	第4	5	(2)	ケ	警備業務	警備員との記載がありますが、警備業法に基づく警備員でしょうか。公園スタッフ（警備資格を有さない）による安全管理でもよろしいでしょうか。	要求水準を満たしていることを前提に、警備業法に基づく警備員ではないことも可とします。
136	62	第4	5	(2)	ケ	警備業務	開園時間外の「有人警備」を市から要請された場合、その費用はサービス対価に含まれるのか、別途協議となるのか教示いただきたい。	有人警備を要請する背景や状況によるため、別途協議により決定とします。
137	64	第3	6	(1)	エ①	開園時間等	屋内遊具施設について、清掃・消毒および職員研修等を実施するための休館日を設けることは可能でしょうか。こども関連施設は、特に衛生管理体制や職員の専門性・対応力について厳しい評価を受けやすい施設であると認識しております。そのため、適切な運営水準を維持する観点からも、定期的な休館日の設定は必要であると考えております。また、本件は人件費を含む運営コストにも影響する事項であるため、休館日の設定可否および想定される条件等について、明確にお示しいただけますと幸いです。	休館日の設定は提案によります。
138	64	第3	6	(1)	エ②	利用料金の考え方	屋内遊具施設の利用料金について、市内・市外差を設けることは想定されていますでしょうか。また、想定されている場合、「市内在住者か否かを確認する方法に関して市の明確な想定」「事業期間中における料金水準の見直し・改定に関する市の基本的な考え方」がございましたら、ご教示ください。	利用料金の設定は提案によります。
139	64	第3	6	(1)	エ②	減免について	利用料金の設定に当たり、減免等の制限は特段無いとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	66	第4	6	エ		利用料金の徴収	③に「徴収した利用料金については、他の収入と区別して収支報告を行うこと」とありますが、利用料金を運営企業に直接帰属させ管理を区別することは可能との理解でよろしいでしょうか。	可とします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
141	66	第4	6	(2)	オ	駐車場管理業務	ヤクルト球場等の周辺イベントによる駐車場混雑時の追加警備コストは、サービス対価Eに含まれる想定か、あるいは主催者等への実費請求が可能か。	イベント主催者と協議・調整をお願いします。
142	66	第4	6	(2)	オ	駐車場管理業務	カメラ式ゲートレスシステムにおいて、料金未払いが発生した際の事業者による債権回収の責任範囲、および未回収金による損失の取扱を教えてください。	事業者の責任において対応してください。市が損失を負担することはありません。
143	67	第4	6	(2)	ク	災害時対応業務	広域避難場所として実際に避難所稼働した際の水道光熱費や24時間体制の人件費等は、通常の運営費とは別に市から支払われるか。	災害時対応の負担については別途協議とします。
144	67	第4	6	(3)	ア	都市公園条例について	「『都市公園条例』に規定があるものは、その範囲内で設定すること。」との記載がありますが、その範囲で事業者が設定したとして、収入の帰属は事業者になるということで宜しいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
145	68	第4	7	(1)	ア	基本的事項	⑦提案施設の設置期間（設置に係る許可期間）は10年以内とされていますが、事業者の投資を促すためにもより長い期間で設定いただけないでしょうか。	都市公園法に基づき、設置期間を10年以内としています。が、事業の実施状況に応じて、所管課との協議のうえ、更新は可能と考えます。
146	68	第4	7	ア	④	付帯事業	「付帯事業を実施するにあたっては、・・・公園占有料を市に支払うものとする」とありますが、こちらの主語は「提案施設」が適切かと存じますが、いかがでしょうか。付帯事業には「提案施設」と「ネーミングライツ」の二つがありますので、ご整理をお願いします。	主語は「提案施設」とご理解いただいて問題ありません。
147	68	第4	7	ア	⑦	付帯事業	提案施設の設置期間は10年以内、とのことですが、本事業の維持管理運営期間と整合しておりません。ご趣旨につきご教示ください。	都市公園法に基づき、設置期間を10年以内としています。が、事業の実施状況に応じて、所管課との協議のうえ、更新は可能と考えます。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
148					要求水準書 に関連する 資料	参考資料4 地盤調査報 告書	ボーリング調査が2か所分しか無く、推定断面で提案書提出時の杭長を検討し金額を算出しますが、事業契約書第25条の現況調査として建物建設位置にてボーリング調査を行った結果により杭長が伸びることとなった場合、費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■優先交渉権者選定基準に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	6	別紙	3	(4)	②	任意施設	任意施設を整備することは、技術点の加点要素となる反面、価格点の減点要素となる可能性があります。単に提案の自由度を高めるといふ理由では理解できない相当の整備費を要する施設を任意施設として設定している意図をご教示下さい。	要求水準書P.11～12をご確認ください。
2	6	別紙	3	(4)	②	任意施設	任意施設の提案の有無は、他の評価項目にも少なからず影響はあると理解していますが、本項目についての評価は、要求水準書12頁に「任意施設を整備しない代わりに、その他の施設や機能の充実を図る幅広い提案を期待している。」という記載があることから、任意施設を整備しない場合や目的・内容に満たない場合でも施設全体としてにぎわい創出に繋がっていれば0点にはならず評価していただけるという理解でよろしいでしょうか。	任意施設に係る提案内容が評価対象となりますので、当該提案内容がない場合は審査項目3.(4).②での評価対象とはなりません。ただし、要求水準書P.11～12の記載内容を踏まえて提案を行う場合は評価対象となります。
3	6	別紙	3	(4)	②	任意施設	任意施設については、財政負担の増加はもとより、ランドスケープにおいても整備しない方が良いという判断もありますが、整備しないことの優位性を示すことで、本項目において加点される可能性はありますか？	任意施設に係る提案内容が評価対象となりますので、当該提案内容がない場合は審査項目3.(4).②での評価対象とはなりません。ただし、要求水準書P.11～12の記載内容を踏まえて提案を行う場合は評価対象となります。
4	6	別紙	3	(4)	②	任意施設	任意提案施設の有無により、提案全体に影響が及び、各応募者の提案を評価する基軸を保つことは難しいと考えますが、どのように公平性・客観性を担保されるのかご教示下さい。	提案に対する評価の基軸は、「別紙 提案内容の審査項目」の内容に基づき判断します。また、任意施設に係る提案内容は、審査項目3.(4).②の評価ポイントに従って評価を行います。
5	6	別紙	3	(4)	②	任意施設	施設計画においては「必須施設」と「任意施設」とがありますが、任意施設の提案は任意ではあるものの、審査項目として配点が設定されています。任意であっても、提案しないと配点の2点はゼロになるということでしょうか。評価ポイントには記載がありませんが、例えば任意施設を提案せず、それに変わる施設提案（代替提案）を行う場合、この配点はゼロにはならないという運用がなされるのでしょうか。	任意施設に係る提案内容が評価対象となりますので、当該提案内容がない場合は審査項目3.(4).②での評価対象とはなりません。ただし、要求水準書P.11～12の記載内容を踏まえて提案を行う場合は評価対象となります。

■優先交渉権者選定基準に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
6	8	別紙	6	(6)		自主事業	運營業務の中の自主事業の提案は任意であるとされていますが、審査項目として配点が設定されています。任意であっても、提案しないと配点の6点はゼロになるということでしょうか。公園施設における自主事業の実施はその賑わい創出の観点から重要であると認識しておりますが、事業の継続性の観点からは、慎重な判断が必要となる局面もあるかと存じます。任意である自主事業に6点の配点が配布されていますと、建付けに無理が生じる可能性が生じます。配点アリとされた趣旨つきご教示ください。	自主事業は任意ではありません。募集要項等をご確認ください。
7	9	別紙	7	(1)		付帯事業	付帯事業の提案は任意であるとされていますが、審査項目として配点が設定されています。任意であっても、提案しないと配点の5点はゼロになるということでしょうか。公園施設における付帯事業の実施はその賑わい創出の観点から重要であると認識しておりますが、事業の継続性の観点からは、慎重な判断をする必要となる局面もあるかと存じます。任意である付帯事業に5点の配点が配布されていますと、建付けに無理が生じる可能性が生じます。特に「提案施設」については、初期投資の回収リスクが生じます。配点アリとされた趣旨つきご教示ください。	付帯事業（提案施設の整備・運営、ネーミングライツ）に係る提案内容が評価対象となり、当該提案内容がない場合は評価対象となりません。付帯事業は任意としております。そのことをご理解いただいた上での提案となりますので、評価対象としております。
8	9	別紙	7	(1)		ネーミング ライツ	ネーミングライツについての提案については、パートナーを特定するのではなく、アプローチ先の想定や進め方について提案することでも評価の対象となりますか？	評価の対象となります。

■様式集に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	1	1	(2)	ア		書式等	「左右に15mm以上の余白を設定すること。」とありますが、様式タイプ共通の枠は左右15mm以上余白をとれば大きさを変更しても良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	2	(7)	ア	—	提出書類	注釈にて「副本は、正本の写しとする。」とありますが、正本・副本ともに応募者を含む企業名を記載してもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5、7～11	3				記載内容	技術提案書において様式タイプが共通、用紙サイズA3と記載されているものについては、様式集（word）ファイルに含まれている様式：共通（A4）をA3に変更しての提出で良いでしょうか。	不可とします。
4		様式4-1				個別対話 （第1回） 参加申込書	参加者10名以内とのことですが、関係者が多い為、10名以内に限定することが困難です。20名まで参加を認めていただけないでしょうか。また、オンラインでの参加もお認めいただけないでしょうか。オンライン参加をお認めいただける場合、オンライン会議設定、マイクスピーカやカメラ等の環境設定については、貴市、事業者いずれが実施するのかについてもご教示ください。	参加者数については、15名以内と変更します。併せて、様式4-1を修正します。また、オンラインでの実施は考えておりません。
5		様式4-1				個別対話 （第1回） 参加申込書	守谷市長公室企画課以外の貴市側の参加予定者をご教示願います。	現時点では、都市整備部管理課以外の市職員が参加する予定はありません。ただ、個別対話当日に変更となることもあります。
6		様式4-2				個別対話 （第2回） 参加申込書	参加者10名以内とのことですが、関係者が多く、10名以内に限定することが困難である為、20名まで参加を認めていただけないでしょうか。また、オンラインでの参加もお認めいただけないでしょうか。オンライン参加をお認めいただける場合、オンライン会議設定、マイクスピーカやカメラ等の環境設定については、貴市、事業者いずれで実施するのかについてもご教示ください。	参加者数については、15名以内と変更します。併せて、様式4-1を修正します。また、オンラインでの実施は考えておりません。

■様式集に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
7		様式4-2				個別対話 (第2回) 参加申込書	守谷市長公室企画課以外の貴市側の参加予定者をご教示願います。	現時点では、都市整備部管理課以外の市職員が参加する予定はありません。ただ、個別対話当日に変更となることもあります。
8		様式10-2 別紙1				資金調達計画	SPCを組成せず、コーポレートファイナンスで資金調達をする場合、本様式の提出は不要として頂きたいです。	不可とします。
9		様式10-2 別紙2				サービス対価Aの支払予定表	各回の支払金額は、1か月あたりのサービス対価×月数としなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10		様式10-2 別紙2				サービス対価Aの支払予定表	募集要項P41 別紙3 2 (1)には、サービス対価Aは(サービス対価D-1、D-2、Eと異なり)平準化して支払う旨の記載はありませんが、本様式には、1か月あたりのサービス対価を、開園から3年間とそれ以外の期間とで区分毎に記載する様式となっています。サービス対価Aの支払方法(平準化して支払うのか、各回事業者が提案した金額支払うのか)をご教示ください。	サービス対価Aについては、開園日から3年間はエリアマネジメント業務に係る費用を計上することから、平準化という表記を用いておりません。様式10-2(別紙2)にて、支払対象期間の月数と1月あたりのサービス対価Aの欄を設けております。また、サービス対価Aの支払予定表(開園前倒し例)にて、吹き出しで記載の仕方も示しております。そこから、サービス対価Aの各回の支払金額は、支払対象期間の月数に1か月あたりのサービス対価Aを乗じた金額であるをご理解ください。
11		様式10-2 別紙3				サービス対価D-1の支払予定表	第10回(令和13年度10月～3月分)の支払金額には、「事業開始から開園前まで」の区分の対価と、「開園後から事業期間終了まで」の区分の対価が混在しますが、開園を前倒ししない場合は、前者の区分の対価(3か月分)と後者の区分の対価(3か月分)を足した金額を、第10回の支払金額として記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12		様式10-2 別紙4				サービス対価D-2の支払予定表	8行目の支払対象月及び月数の欄が空欄になっていますが、当該の欄は、開園を前倒ししない場合には、空欄のままご提出すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
13		様式10-2 別紙4				サービス対価D-2の支払予定表	※6段目に「サービス対価D-2は、令和13年度から令和33年度までを4期に分けて、各期内の支払いを平準化した金額を支払う。様式16-4の「サービス対価D-2（各期）」欄と一致させること。」とありますが、様式16-4ではなく、様式14-4の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり、様式14-4の誤記です。様式10-2（別紙4）を修正します。
14		様式10-2 別紙5				サービス対価Eの支払予定表	第10回（令和13年度10月～3月分）の支払金額には、「事業開始から開園前まで」の区分の対価と、「開園後から事業期間終了まで」の区分の対価が混在しますが、開園を前倒ししない場合は、前者の区分の対価（3か月分）と後者の区分の対価（3か月分）を足した金額を、第10回の支払金額として記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15		様式10-4					地元企業への貢献で発注金額で記載出来ない企業については、関心表明を添付させて頂くことは可能でしょうか。	可能です。
16		様式10-4 別紙1				地域経済への貢献	発注先の区分（D列）について、記載例として、「委託先」や「資材調達先」等の記載がありますが、区分の名称については、任意に設定して良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式に記載のとおり、赤文字で書かれた内容は例示です。
17		様式10-4 別紙1				地域経済への貢献	代表企業、構成員、協力企業又は構成企業が市内企業・団体ではない場合、一次請負が市外企業・団体で、二次下請が市内企業・団体の場合は、一次請負から二次請負への発注予定額を計上すれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
18		様式11-3				統括管理費内訳書	様式11-3、12-8、13-2、14-3、15-7の全て共通する確認事項ですが、「算定根拠」を求める理由をご教示ください。 ※記載内容の検討において必要な為、確認しております。	提案内容の確実性や実効性を確認するためです。
19		様式12-9					様式12-9は什器備品リストの13-3備品リスト以外を記載する書式でしょうか。	ご認識のとおりです。

■様式集に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
20		様式13-3				備品リスト	リストの内、市指定備品をお示し願います。	市指定備品はありません。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
1						基本協定書	基本協定書の主な内容は、SPC組成（SPCの設立、SPCへの出資等）に関するものであるが、SPC組成を予定していない場合に締結すべき基本協定書の内容をお知らせいただきたい。	SPCを組成しない場合の基本協定の内容は、現在の基本協定から、第4条第1項、第5条等、SPCに関する規定を削除することを想定しています。
2	3					当事者の義務	第2項には「選定事業者の本事業に関する市の要望事項の尊重」が規定されています。本事業が官民連携の事業であることに鑑み、次項に「市は本事業が民間の事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する」との趣旨規定の存置をお願いしたく、お考えをご教示ください。なお、事業契約書（案）の2条を参考にしております。	原案のとおりとします。この要望事項とは、主に、審査委員会からの指摘の内容を遵守していただくことを想定しているため、事業契約書2条1項の事業者の規定とは趣旨が異なるからです。もともと、市といたしましては、事業契約2条1項、2項の内容は、基本協定段階でも当然に前提となるものと理解しております。
3	3	3				当事者の義務	「構成員は・・・SPCに出資するとともに、SPCへの出資者を募り」とありますが、SPCへの出資者は構成員に限られており、「出資者を募る」ことは想定されない建付けとなっています。取消し線部分の削除をご検討頂くともにお考えにつきご教示ください。	承知いたしました。「SPCへの出資者を募り、又は」を削除します。
4	4	2	(2)(3)			SPCの設立	SPCの定款と株主名簿の原本証明ですが、証明する捺印者はSPCの代表者でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	6					事業契約の仮契約	2項の次項として「市は本事業が民間の事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する」との規定を追記頂きたく、お考えにつきご教示ください。事業契約2条を参考としております。	原案のとおりとしますが、基本協定書（案）に関する質問への回答No.2もご確認ください。
6	8	1	(1)			事業契約の不締結	「構成員若しくは協力企業またはこれを構成事業者とする・・・」とありますが、「構成事業者」は定義もなく、不要かと存じます。お考えをご教示ください。	原案のとおりとします。独占禁止法2条2項の「事業者団体」を構成する事業者（同法2条1項）という意味です。
7	8	2				事業契約の不締結	2項全文は1項冒頭に含まれております。重複しておりますので、削除をご検討頂くたく、お考えにつきご教示ください。	原案のとおりとします。参加資格事由は、1項列挙事由に限りません。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
8	8	2				事業契約の不締結	SPCを組成しない場合、その構成員（予定）の一部が参加資格を失った場合でも、コンソーシアムメンバーの変更等を検討することによって事業契約の仮契約を締結する一定の機会を与えていただけないか。	第1項但書に該当するような場合には、変更を認めることも考えられますが、事業契約の仮契約を締結するかどうかは市の裁量にゆだねられます。
9	9	1					SPCを組成する場合、市民での契約となる為、各種契約書提出を不要として頂くことは可能でしょうか。	不可です。原案のとおりとします。
10	9	1				業務の委託等	写しを提出する際、企業のノウハウ等に関わる部分については、黒塗りにしても差し支えないでしょうか。	可能ですが、黒塗りの部分に何が記載されているか、市が事業者を確認させていただく場合がございます。
11	10	2				事業契約の不調の場合の処理	第10条における違約金の負担について、選定事業者が連帯して責任を負うことになっておりますが、第8条の内容（独占禁止法違反、暴排開連）を踏まえると、帰責事由ある構成員が負担すべきものですので、選定事業者が連帯して責任を負うか、もしくは帰責事由がある構成員単体が責任を負うかは、事業者が判断できる建付けに変更いただけないでしょうか。	絶対に発生してはならない事由だと考えておりますので、原案のとおりとします。
12	10	2				事業契約の不調の場合の処理	「市は、本事業にかかる提案金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を選定事業者に請求できるものとし、選定事業者は、市の請求があり次第、当該請求において定められた金額を連帯して市に支払うものとする。」と記載ございますが、該当する選定事業者に限定していただけないでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問への回答No. 11をご確認ください。
13	10	2				事業契約の不調の場合の処理	事業契約書第74条5項に「構成員又は協力企業が市に対して、基本協定書に基づき当該違約金を支払った場合、事業者は、重ねて支払うことを要しない。」とございますので、10条2項の違約金は該当する選定事業者に限定していただけないでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問への回答No. 11をご確認ください。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
14	12					権利義務の譲渡等	本事業の資金調達において、契約上の権利義務を金融機関に譲渡または担保提供することを想定しております。資金調達に関することについては市の事前の承諾は頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	提案書類及び承諾書の内容を拝見し、問題がなければ承諾することを想定しており、合理的な理由なく承諾を拒絶することは想定しておりません。
15	14	1				本協定の有効期間	「事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断」とあるが、事業契約の締結に至らない理由は様々であり、市の一存のみで判断せず、事業者グループの意向も踏まえて判断する文言にしていただけないか。	原案のとおりとしますが、市は、事業者と協議した上で判断することを想定しています。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
1	1	2				目的及び解釈	「本事業契約において使用する用語の意義は」とありますが別紙1の記載と合わせて「意義」を「定義」に修正頂くことにつきお考えをご教示ください。	「定義」に修正いたします。
2	8					契約の保証	「特定事業契約の締結と同時に」とありますが、保険契約の締結には保険契約者、保険会社双方の社内手続き等に時間がかかる場合もありますので、特定事業契約の締結後「速やかに」或いは「遅滞なく」に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。契約保証金は、契約と同時に入れていただく必要がございますので、前もってご準備をお願いいたします。
3	10	1				事業者が加入する保険	1項及び2項に関する念のための確認です。「事業者は・・・その保険料を負担する」とありますが、「施工者をして（1項）」または「維持管理企業若しくは運営企業をして（2項）」保険に加入する場合、保険料は事業者の負担ではなく、各請負/受託企業が負担するという建付けになります。よろしいでしょうか。	「自ら又は施工企業/維持管理企業若しくは運営企業をして…負担する」となりますので、施工企業、維持管理企業、運営企業が保険料を負担しても問題ございません。
4	10	2				事業者が加入する保険	「事業者は、開園準備業務、維持管理業務及び運営業務の実施中、自ら又は維持管理企業若しくは運営企業をして、別紙3に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。」と記載がございますため、別紙3の保険に関して、事業者が当該保険に加入する場合は、当該業務を実施する維持管理企業・運営企業は別途当該保険を付保する必用はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案の内容によりますが、事業契約上は、ご想定の内容で問題ございません。
5	10	2				事業者が加入する保険	「事業者は、開園準備業務、維持管理業務及び運営業務の実施中、自ら又は維持管理企業若しくは運営企業をして、別紙3に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。」と記載がございますが、別紙3の保険に関して、維持管理企業・運営企業がそれぞれ保険を付保する場合、付保する保険は当該企業が担当する業務にのみ付保するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
6	11	2		(1)		要求水準書の変更	警察署や消防署、保険所等の指導や解釈により、要求水準の変更をしなければならない場合は市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	内容によりませんが、警察署、消防署、保健所の指導や解釈の変更は、「法令等」の変更には該当しますので、第11章（法令変更）の規定によります。
7	11	1				要求水準書の変更	市は事業者に事前通知し協議を行った上で要求水準書の内容を変更できるとされているが、あくまで合意ベースとさせていただくことはできないか。	原案のとおりとします。
8	12					本事業関連書類	事業契約締結後は事業契約の内容に基づいて履行されるため、契約管理上の観点から、本事業関連書類については、基本協定書に定めた上で、適用期間は事業契約の締結までとできないか。	原案のとおりとします。
9	15	1				事業用地の使用	念のための確認ですが、事業契約の締結をもって、事業者は無償で事業用地を仕様することができ、別途使用貸借の契約を市と締結することは不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業用地の使用は工事着工時からとなります。当該使用に当たっては、市と事業者で事前に協議します。
10	19	2	—	—	—	統括管理業務責任者及びエリアマネジメント業務責任者	「本事業契約の締結日後速やかに、本公園及び周辺エリア一帯の価値を高め、にぎわいを創出するための取組の検討並びにその仕組み及び体制づくりを行うため、エリアマネジメント業務責任者1名を配置」とありますが、エリアマネジメント業務の開始は開園日となっております。本事業契約の締結日からとなると人件費の計上が難しいため、エリアマネジメント業務責任者も他の業務と同様に業務開始前までに配置としてください。（開園日までに配置）	開園予定日までに配置することとします。
11	24	5					事前調査業務により、地質障害、地中障害等の土地の瑕疵が発見されたとき、又は事業用地の状況が募集要項等と異なっていた場合、追加工事として設計変更対象と考えるとよろしいでしょうか。	第24条第5項の事由が確認できた場合の対応に係る増加費用は、市の負担となりますが、具体的対応策については市と協議の上決定されるものとしてします。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
12	28	3	—	—	—	設計変更	「市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担する」とありますが、将来の維持管理費用が増加する場合も合理的な範囲で負担して頂けると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、第1項における「本事業の実施に与える影響」の一つとして、あらかじめ市に通知されていることが前提となります。
13	37	4				建設現場立会い等	「市が…本事業関連書類又は設計図書等の内容を満たしていないと判断した場合」として、基準を満たすかどうかの判断は市の一存で行われることになっているが、当該判断は市の一存ではなく客観的かつ合理的に行われることを明記することはできないか。第69条・第72条第2項も同様である。	原案のとおりとしますが、市は、不合理な判断はいたしません。
14	39	2				工期の変更	協議が整わない場合において、市の裁量で工期を定めることができるとされているが、合理的に実現可能な工期を定めるべきことを明記できないか。	原案のとおりとしますが、合理的な裁量とありますので、合理的に実現可能な工期を定めます。
15	45	3				本施設の引渡し	「・・・速やかに市名義での登記（表示登記及び所有権保存登記）を行うものとし・・・」とありますが、登記に関する費用は本施設の所有者が負担するのが一般的と思料しますが、費用負担者が誰になるのか明示願います。	事業者の費用負担としますので、あらかじめ費用として見込んでください。
16	45					本施設の引渡し	SPCを組成しない場合、引渡当事者は複数社になっても問題ございませんでしょうか。（JVを想定しております。）	SPCを組成しない場合、本工事の発注者は代表企業になりますので、引渡しは、代表企業から市となります。
17	47	1					契約の内容に適合しないものであるとき、受注者に対し履行の追完を請求する場合、書面による請求としていただけないでしょうか。	書面にて行います。
18	47	3					履行の追完の催告をする場合、書面による請求としていただけないでしょうか。	書面にて行います。
19	47	3				工事目的物の契約不適合責任	市により「サービス対価の減額の請求」という表現が2か所出てきますが、これは「サービス対価B-1及びサービス対価B-2の減額の請求」という理解でよろしいでしょうか。可能であれば、契約書上にて明記をお願いします。	ご理解のとおりです。明記します。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
20	47	3	2			契約不適合責任	「正当な理由なく事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。」と修正できないか。	原案のとおりとします。
21	47	3	3			契約不適合責任	「工事目的物の性質又は当事者の意思表示により…」について「工事目的物の性質又は当事者の合意により」と修正できないか。	原案のとおりとします。
22	48	2					遊具は納品後の利用状況等、外部環境によって耐久性が左右されるため、契約不適合期間については設備機器本体等と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	52	1				指定管理	「・・・維持管理業務及び運営業務の開始日までに、事業者を本施設の指定管理者として指定する」とありますが、募集要項P38（第9の1「市議会の議決」）によりまずと指定管理の指定の議決は事業契約の締結と同時に行われることとなっております。募集要項の規定に合わせた修正をご検討下さい。なお、念のための付言となりますが、二つの議決の時期が異なる場合、契約上の建付けが極めて不安定になりますのでご検討よろしくをお願いします。	原案のとおりとします。
24	57					光熱水費の負担	光熱水費の負担は、現状では使用量は不明です。そのため、光熱水費は市の負担や実費精算としていただきたい。または、1年目から5年目までは市が、6年目以降は事業者負担とするといった柔軟な対応をご検討願います。	不可とします。なお、光熱水費の見直しについては、募集要項別紙3（サービス対価の支払い等）をご確認ください。
25	59	4				利用料金	施設の利用者数の増減に伴い事業の前提に重大な変更が生じた場合には事業契約の変更について誠実に協議いただくことを明記することはできないか。	原案のとおりとしますが、第59条第1項の市と事業者との協議については、第101条第1項のとおり、誠意をもって協議することとなります。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
26	60	1	—	—	—	本施設損傷時の取扱い	<p>本施設のうち、公園は施設管理をせず不特定多数の利用者がいるため、公園等の利用等に起因して公園等が損傷等した場合の原因として、帰責者を特定できない損傷や損害のリスクを事業者に負わせることは過度な負担と考えます。他公園でも帰責者を特定できない損傷や損害はして指定管理者へ負わせている事由はないと推測されますため、「本施設利用者の通常使用の範囲による損傷等、本施設利用者の故意、重過失若しくは過失による損傷等又は本施設利用者以外の第三者による損傷等」については市の費用負担として頂けないでしょうか。</p>	<p>事業者は本事業において適切な維持管理・運営業務を行っていただきますが、帰責者を特定できない損傷や損害のリスクが生じた場合、市と事業者で協議することとなります。</p>
27	64					付帯事業	<p>64条、65条、66条において付帯事業の関して規定が存置されていますが、募集要項や要求水準書において「付帯事業」は「提案施設」と「ネーミングライツ」の二つで構成されておりますが、事業契約上「ネーミングライツ」に関する規定がございません。規定存置に関するお考えをご教示ください。（上記3条においては付帯事業が「提案施設」を前提としてるのではないかと推察します。）</p>	<p>付帯事業として、ネーミングライツの提案が行われた場合は、ネーミングライツに関する必要な規定を事業契約に追加します。</p>
28	68						<p>別紙5に定めることによりとありますが、内容についてご教示ください。</p>	<p>別紙5は募集要項別紙3（サービス対価の支払い等）と選定された事業者の提案をもとに作成するものです。募集要項別紙3をご確認ください。</p>
29	74	1	10			契約解除	<p>「…本事業契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でない」と市が認めたとき」について、市の裁量が広いように思われるため、「…本事業契約の目的を達することができないことが客観的に明らかである場合」等と修正できないか。</p>	<p>原案のとおりとしますが、市は、不合理な判断はいたしません。</p>

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
30	74	2				本施設引渡し前の事業者の責に帰すべき事由による契約解除	(2)(3)において「・・・事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができ」とありますが、株主の権利や税法上の観点から「市が・・・譲渡させる」ことは何等かの権利侵害を惹起すると思料します。ご趣旨についてご教示頂くと共に、実務的には実行性についてもご検討頂きたくお願いします。なお、本74に加え、76条、77条、78条、80条、81条においても同様の規定が存置されています。合わせてご回答願います。	ステップインを想定した規定であり、原案のとおりとします。
31	74	2	3			契約上の地位譲渡	契約違反等時の契約上の地位譲渡について「市が認める条件で」とあるが、条件については事業者グループとの合意とすることはできないか。第76条第1項第3号及び第78条第1項第3号も同様である。	原案のとおりとしますが、地位譲渡の条件については、事業者とも協議いたします。
32	74	9				本施設の買取	本施設の出来高部分の買取について、当該出来高部分が客観的に価値を有する場合には市は不合理に買取を拒否することはできないか。	原案のとおりとします。
33	84	2	4			表明保証	SPCを組成しない場合においては、列挙されている行為について各事業者を制限するのは過度であるため削除できないか。	SPCを組成しない場合の第82条第2項第4号は、本事業の実施に重大な悪影響を与える定款変更、重要な資産の譲渡…又は組織変更に限定いたします。
34	85	2				法令変更、通知の付与及び協議	市による法令変更等の変更に對する対応方法の事業者への通知の内容は合理的なものとなることを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
35	85	2				法令変更	協議が整わない場合において、市は法令等の変更の対応方法を定めることができるとされているが、合理的に実現可能な方法を定めるべきことを明記できないか。第82条第2項の不可抗力の場合も同様である。	原案のとおりとしますが、市は、不合理な対応方法を指示することはありません。
36	86	2				法令変更	「…サービス対価から減額することが合理的であると市が判断した場合」、対価を減額できるとされているが、対価の減額は合意ベースとできないか。第88条第2項も同様である。	原案のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙等	項目名	質問	回答
37	87	2				不可抗力、通知の付与及び協議	市による不可抗力に対する対応方法の事業者への通知の内容は合理的なものとなることを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
38	別紙1					38. 不可抗力	不可抗力の定義において、事業者がコントロールできないため、政策変更も記載いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
39	別紙3					火災保険	火災保険は施設所有者である貴市にて付保すべきと考えておりますがその認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	別紙3	第2	1	—	—	第三者賠償責任保険	被保険者、保険の期間、てん補限度額、保証する損害を満たしていれば保険契約者は事業者・維持管理企業・運営企業のいずれかが加入していればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	別紙5	4					代位によって取得した権利を行使とありますが、権利とはどのようなものを想定されているでしょうか。具体的にご教示ください。	市が事業者に対して有する本事業契約に基づき発生する権利（第73条第5項に基づく増加費用・損害賠償請求権等）となります。